

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 6 年 10 月

仙 台 市 人 事 委 員 会



R6人委審第10004号

令和6年10月4日

仙台市議会議長 橋本 啓一 様

仙 台 市 長 郡 和子 様

仙台市人事委員会

委員長 芳賀 洋一

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

	頁
別紙第1 職員の給与等に関する報告	1
1 はじめに	1
2 職員の給与	2
3 民間給与の調査	4
4 職員給与と民間給与の比較	7
5 国家公務員給与との比較	10
6 物価及び生計費	10
7 人事院の報告及び勧告等	11
8 給与の改定等	13
9 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 (給与制度のアップデート)	15
10 人事管理、その他勤務条件	17
別紙第2 職員の給与に関する勧告	30

別紙第 1

職員の給与等に関する報告

1 はじめに

職員の給与は、人事委員会の給与勧告を基にして、市長の条例提案、議会の審議を経て決定されるものである。

給与勧告の制度は、職員が労働基本権の制約を受け、民間と異なり労使交渉による給与決定ができないことの代償措置であり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有している。

給与勧告に際しては、本委員会は、地方公務員法に定める均衡の原則を踏まえ、職員の給与水準を民間事業従事者の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本としてきた。民間準拠による給与決定方式は、市民及び職員の理解の下に長年実施されてきており、有為な人材の確保や労使関係の安定など能率的な行政運営の基盤として機能してきたところである。

本委員会は、昨年10月、地方公務員法の規定に基づき職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その後引き続き、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定の基礎となる諸条件並びに人事管理、給与制度その他勤務条件について調査研究を行い、それに基づき職員の給与等について検討を重ねてきた。その結果は、おおむね次のとおりである。

2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在において在職する本市の職員のうち、「職員の給与に関する条例」に定める各給料表の適用を受ける職員について「職員給与実態調査」を実施した。

本年の調査対象となったのは11,174人であり、このうち、民間給与との比較の対象となる行政職給料表の適用を受ける職員数は5,453人である。

これらの職員の本年4月における平均給与月額等は、第1表に示すとおりである。

なお、職員の給与に関する条例附則第46項により給料月額が決定される職員は、調査対象から除いている。

第 1 表 職員の平均給与月額等

その 1 給料表適用職員

給 与 種 目	令和 6 年 4 月	令和 5 年 4 月	令和 4 年 4 月
	円	円	円
給 料	336,949	334,761	334,902
扶 養 手 当	7,382	7,339	7,352
給料の特別調整額	7,771	7,638	7,511
地 域 手 当	21,254	21,094	21,089
住 居 手 当	7,928	7,829	7,674
そ の 他	2,609	2,635	2,721
給 与 額	383,893	381,296	381,249

(注) 1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当である。

3 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれていない（以下その 3 まで同じ。）。

4 「給与額」は給与の総額を職員数で除したものであり、給与種目の合計と一致しない場合がある（以下その 2 まで同じ。）。

その 2 行政職給料表適用職員

給 与 種 目	令和 6 年 4 月	令和 5 年 4 月	令和 4 年 4 月
	円	円	円
給 料	323,162	321,351	321,551
扶 養 手 当	6,824	6,843	6,928
給料の特別調整額	10,717	10,565	10,375
地 域 手 当	20,552	20,414	20,394
住 居 手 当	8,424	8,234	8,142
そ の 他	116	146	180
給 与 額	369,795	367,554	367,570

(注) 1 「給料」には、給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、単身赴任手当及び初任給調整手当である。

その 3 行政職給料表適用職員数、平均年齢及び平均経験年数

	職員数	平均年齢	平均経験年数
令和 6 年 4 月	5,453 人	40.6 歳	18.3 年
令和 5 年 4 月	5,434 人	40.8 歳	18.6 年

3 民間給与の調査

本委員会は、職員と民間事業従事者の給与の比較を行うため、人事院、宮城県人事委員会等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査は、市内の民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の579事業所から層化無作為抽出法により抽出した151事業所を対象として、公務と類似すると認められる職務に従事する者等5,315人について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を調査し、併せて給与改定の状況等についても調査を行った。

ところで、職種別民間給与実態調査については、職員の給与を民間準拠とすることについて幅広く市民の理解を得るとともに、産業構造や組織形態等の変化も踏まえた妥当な内容とすることを目的として、適宜見直しを実施してきている。具体的には、平成18年に、調査対象とする企業の規模をそれまでの100人以上から50人以上に引き下げている。これは、調査自体の精確性・信頼性を確保しつつ、民間給与をできるだけ広く把握し、その実態を職員の給与水準に反映させるため、重要な給与決定要素である役職段階の企業規模100人未満の民間企業における状況や、同年の職種別民間給与実態調査において試行した企業規模50人以上100人未満の民間事業所を対象とした調査における調査率及び公民給与比較の対象となる役職段階別の調査実人員の確保の状況、同様の観点から行われた国における見直しの内容等を考慮して行ったものである。このほか、比較対象従業員の範囲について、同年にスタッフ職等へ拡大し、平成26年に比較対象従業員へ中間職（職責が部長と課長の間に位置付けられる従業員等）を追加する見直しを、調査対象産業について、平成25年に「農業、林業」、「宿泊業、飲食サービス業」等を加えた全ての産業へ拡大する見直しを行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の主な結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定の状況

第2表に示すとおり、係員でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は65.0%（昨年55.8%）、ベースアップを中止した事業所の割合は2.1%（同4.4%）となっており、89.3%（同91.6%）の事業所において定期昇給を実施している。

第2表 民間における給与改定の状況

その1 民間における本年の給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員	65.0	2.1	0.0	32.9
課長級	58.1	2.1	0.0	39.8

- (注) 1 調査時点においてベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある（以下その2及び第3表において同じ。）。

その2 民間における本年の定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期 昇給 中止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化 なし			
係 員	89.3	89.3	27.5	3.3	58.6	0.0	10.7
課長級	80.3	80.3	25.0	3.3	52.0	0.0	19.7

- (注) 1 ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所及び調査時点において定期昇給の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、「定期昇給実施」が「増額」「減額」「変化なし」の合計と一致しない場合がある。

(2) 初任給改定の状況

第3表に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で30.9%、高校卒で14.9%となっている。そのうち大学卒で64.1%、高校卒で69.3%の事業所で初任給が増額となり、大学卒で35.9%、高校卒で30.7%の事業所で据置きとなっている。

第3表 民間における初任給改定の状況

(単位：%)

学歴 \ 項目	採用あり	初任給改定の状況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	30.9	[64.1]	[35.9]	[0.0]	69.1
高 校 卒	14.9	[69.3]	[30.7]	[0.0]	85.1

(注) [] 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

4 職員給与と民間給与の比較

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づいて、毎月きまって支給する給与（月例給）と、一定の時期に賞与等として支給する給与（特別給）の2つに大別し、それぞれ比較を行った。その結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっている。したがって、職員給与と民間給与を比較するに当たっては、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、上記の給与決定要素を合わせて、同種・同等比較を行うことが適当である。このため、本委員会では、月例給の職員給与と民間給与との比較においては、職員にあつては、一般的な行政の事務事業に携わる行政職給料表適用職員と、民間にあつては、これに相当すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴及び年齢を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、本市職員数を基礎としたラスパイレス方式による比較（本市の個々の職員に上記4つの給与決定要素が同一である民間事業従事者の給与額を支給したと仮定して算出される本市職員全体の給与支給総額と、現に本市職員に支給している給与支給総額との比較）を行っている。

本年4月分の比較の結果は第4表に示すとおりであり、公民較差を算出したところ、民間給与が職員給与を1人当たり10,083円（2.70%）上回っていた。

第4表 月例給の公民較差

民 間	職 員	較 差
382,953 円	372,870 円	10,083 円 (2.70%)

(注) 1 本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない（比較対象職員の平均年齢41.0歳）。

2 民間にあってはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いた額、職員にあってはこれに相当する給与（給料、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、住居手当等）の額で比較している。

また、月例給のうち、初任給及び家族手当の状況は、以下のとおりである。

ア 初任給

市内の民間事業所における新卒事務員・技術者の初任給の状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 民間における学歴別初任給

学 歴	初任給月額
大 学 卒	219,085 円
短 大 卒	199,349 円
高 校 卒	185,934 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当等の所定外給与のほか、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

備考：職員の初任給は、大学卒程度201,200円、短大卒程度181,200円、高校卒程度167,100円である（地域手当を含めると、大学卒程度213,272円、短大卒程度192,072円、高校卒程度177,126円である。）。

イ 家族手当（扶養手当）

市内の民間事業所における家族手当の支給状況は、第6表に示すとおりである。

第6表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配 偶 者	12,698 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,672 円
配 偶 者 と 子 2 人	25,676 円

（注）金額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

備考：職員の扶養手当の支給月額は、配偶者及び父母等については6,500円、子については10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に市内の民間事業所において支払われた賞与等の特別給（ボーナス）を精確に把握し、平均所定内給与月額に対する支給割合を算定したところ、第7表に示すとおり4.58月分に相当しており、職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数（4.50月分）を上回っていることが明らかになった。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期（A1）	392,733 円
	上半期（A2）	399,813 円
特別給の支給額	下半期（B1）	866,434 円
	上半期（B2）	949,865 円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.21 月分
	上半期（B2/A2）	2.38 月分
	計	4.58 月分

（注）「下半期」とは令和5年8月から令和6年1月まで、「上半期」とは令和6年2月から7月までの期間をいう。

5 国家公務員給与との比較

総務省の令和5年地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員について、令和5年4月の給料月額を、学歴及び経験年数を考慮してラスパイレス方式により比較した場合の本市職員の指数（国家公務員を100とする。）は102.6となっている。

これに対し、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員（いずれも、本年度の新規学卒の採用者等を除く。）について、本年4月における諸手当を含めた平均給与月額を比較すると、国家公務員は405,378円（平均年齢42.1歳）、本市職員は372,870円（平均年齢41.0歳）となっている。

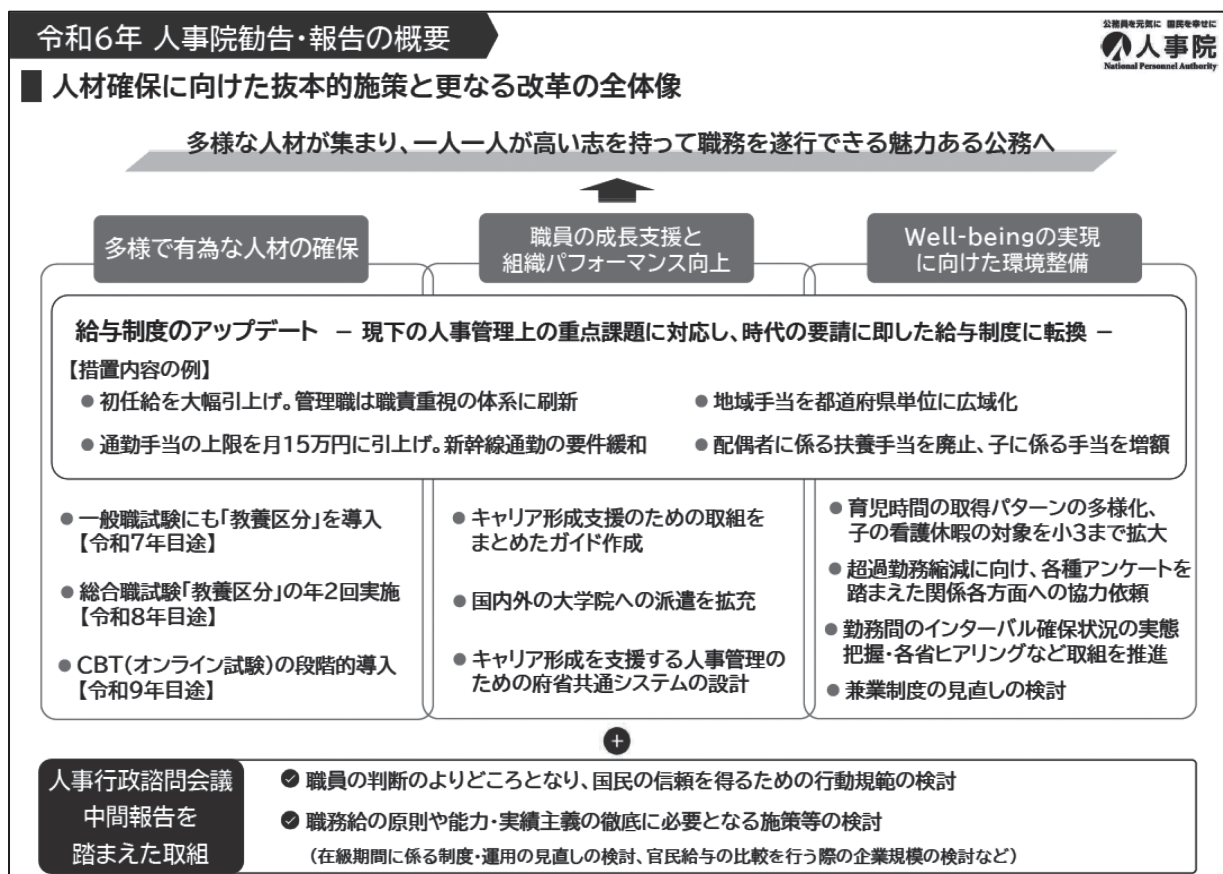
6 物価及び生計費

総務省統計局の調査によると、本年4月の仙台市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して3.5%増加している。

また、同局の家計調査によると、本年4月の仙台市における勤労者世帯（世帯人員3.20人、世帯主年齢48.4歳）の消費支出は、329,798円となっている。

7 人事院の報告及び勧告等

人事院は、本年8月8日に、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の国家公務員の給与について報告し、給与の改定及び社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）について勧告を行った。併せて、公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。それぞれの概要は、次のとおりである。



■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給 【本年4月分の民間給与を調査して官民比較】 【令和6年4月実施】

● 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施
 【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
 【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])
- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
 - ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス 【直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較】 【令和6年4月実施】

● 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当 【手当額改定: 令和6年4月実施、支給地域改定: 令和7年4月実施】

● 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

● 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

- 俸給** 初任給・若年層の水準を大幅引上げ
 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
- 地域手当** 都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)
 異動保障を3年間に延長
- 通勤手当等** 支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
- 扶養手当** 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
- ボーナス** 成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
- その他手当** 管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大
 再任用職員の手当拡大(住居手当、特勤勤務手当、寒冷地手当等)

■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

8 給与の改定等

月例給については、民間事業従事者の給与が職員の給与を10,083円(2.70%)上回っており、民間給与との較差解消を基本とした改定を行う必要があると判断した。

その方策としては、公民較差の大きさ等を考慮し、基本的な給与である給料月額の上上げ改定を行うこととする。

また、期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間の支給月数を0.10月分引き上げる必要があると判断した。

その他、具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 改定すべき事項

ア 月例給

(給料表)

公民の給与比較を行っている行政職給料表について、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を勘案して、初任給は、後記9の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に係る措置も前倒しで講じることにより、大幅に引き上げる。

また、これを踏まえ、若年層が在職する号俸に特に重点を置くとともに、おおむね30歳台半ばまでの職員が在職する号俸にも重点を置いた引上げ改定を行う。その他の職員が在職する号俸については、改定率を逡減させつつ引上げ改定を行う。

具体的には、初任給については、高校卒程度は21,400円引き上げて188,500円、大学卒程度は23,800円引き上げて225,000円とし、

それ以降については公民較差の程度を踏まえて改定率を逡減させることとする。定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本として所要の引上げ改定を行うものとする。

給料表の改定については、本年4月時点での比較に基づいて、公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

（初任給調整手当）

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表（一）の改定状況を勘案し、所要の改定を行う。

なお、改定については、本年4月に遡及して実施する。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、本年度から支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とする。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、国に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和7年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める。

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当についても、支給月数の引上げを行うこととする。

9 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(1) 国における給与制度のアップデートと本市の対応

人事院は本年8月、前記7のとおり、①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンス向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備という現下の公務員人事管理をめぐる重点課題に対応するため、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）を行うよう勧告し、具体的な措置として、初任給・若年層の給与水準の大幅な引上げ、職務や職責をより重視した俸給体系への見直し、地域手当、扶養手当等の諸手当の見直し等が示された。

また、総務省では、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会給与分科会」を設け、先般、分科会の取りまとめに向けた基本的方向性を整理したところである。

本市では、昭和28年から独自の給料表を作成し、職員給与に市内民間給与の水準を適切に反映するよう努めてきている。平成19年度からは、国の対応も踏まえた給与構造改革を実施し、平成28年度からは、国における給与制度の総合的見直し等を踏まえた給与制度の見直しを行った。その後の給与改定においても、地方公務員法に定められた「職務給の原則」「均衡の原則」「成績主義の原則」の徹底に努めてきたところである。

本委員会としては、本市の現行制度における課題について改めて検証を行い、今後の給与制度の在り方について、国における給与制度のアップデートにおいて実施される措置の内容を考慮するとともに、総務省における検討状況、他の地方公共団体の対応等も注視しつつ、本市の実情を十分に踏まえて慎重に検討していくこととする。

(2) 若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定の先行実施

人事院は本年、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、給与制度のアップデートに係る措置のうち、初任給水準の大幅引上げを先行して措置するよう勧告した。

本市においても、職員採用試験の受験倍率が年々低下しており、人材の確保は厳しさを増しているため、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定について、国家公務員同様、早急に措置する必要がある。

本市では、2年連続で初任給の引上げを行ったが、前記4(1)アのとおり、依然として民間水準を下回っており、民間における初任給の動向及び本年の人事院勧告も勘案すれば、人材確保における競争力があるとはいえない状況にある。

こうした状況を踏まえれば、本市においても、国に準じ、給与制度のアップデートの一環として、初任給の引上げを、本年の公民較差に基づく給与改定において先行して措置することが適当である。

具体的には、前記8(1)アのとおり、高校卒程度は21,400円引き上げて188,500円、大学卒程度は23,800円引き上げて225,000円とする。

10 人事管理、その他勤務条件

本市を取り巻く様々な課題を解決するとともに、急速に変化し続ける社会情勢へ柔軟に対応し、安定的で質の高い行政運営を続けるためには、有為な人材の確保・育成は欠かすことのできないものである。

しかしながら、本市の職員採用試験における受験倍率は、年々低下している状況であり、人口減少を要因とした働き手不足が今後も加速していくことが見込まれる中、人材の確保は厳しさを増している。

さらには、一部の民間企業や国家公務員に比べ、働く時間や場所の多様性・柔軟性に乏しいこと、特定の部署において長時間労働が常態化していること、また、不適切な事務処理事案等が相次いで発生している状況は、人材の流出にもつながりかねない。

任命権者において、働きやすい環境の整備により一層取り組むことや、計画的な人材育成を進めることは、職員一人ひとりが自身の能力を十分に発揮し、公務能率が最大化され、市民サービスの向上が図られることはもとより、不適切な事務処理の発生防止にも寄与するものである。また、職員がやりがいを持って働くことで、公務の魅力を伝え、本市職員を志す有為な人材の確保にもつながるという好循環が生み出されることも期待される。

こうした観点を踏まえ、本市において取り組むべき課題について、次のとおり報告する。

(1) 適正な人事管理の推進

ア 人材の確保

令和7年春に卒業見込みの大学生・大学院生を対象とした民間就職支援企業の調査によると、本年4月末及び5月1日時点での

内々定率はいずれも前年度より10ポイント程度増加しており、民間企業の採用意欲の高まりと採用活動の早期化の傾向がより一層強まっている。生産年齢人口の減少やデジタル化の進展、若年層のキャリア意識・価値観の変化等を背景に、社会全体の人材獲得競争は激化している。

国においては、本年度の国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の受験申込者数は、現行制度で試験が実施されて以降、最少を更新した。

本市においても、職員採用試験の受験倍率は引き続き低下傾向にあり、大学卒程度試験における受験者数の低迷が、全体の受験者数及び倍率の低下の要因となっている。

本年の人事院の「公務員人事管理に関する報告」においては、「国家公務員の人材確保は依然として危機的な状況にある」との認識を示した上で、専門試験を課さない試験区分の拡充や、オンライン試験の段階的な導入等、採用手法のさらなる見直しを実施するとともに、民間企業からの多様な人材の積極的誘致を進めるなど、国家公務員の人材確保の状況を改善させるための施策を展開していくこととしている。

本市においては、多様で有為な人材を確保するため、本年度より、社会人経験者試験に新たな試験区分として「情報」を追加した。任命権者における運用状況等を踏まえながら、引き続き経験者採用を積極的に実施するとともに、多様な試験方法の在り方について検討していく必要がある。

本委員会においては、職員採用に係る広報の強化・拡充を図っており、Web会議システムでの職員採用セミナーの実施や動画

配信、各大学等が主催する就職セミナーへの参加等を継続しつつ、昨年度からプロモーション動画の制作やSNSを活用した情報発信を開始した。さらに、本年度はYouTubeにおける広告掲出を実施するなど、若者に身近な広報媒体を用いながら、引き続き効果的な職員採用情報の発信に努めていくこととしている。

また、学生等に本市の業務に対する理解を深めてもらうとともに、職員として働く魅力を感じてもらうことを目的とした職場見学会を昨年度新たに実施し、本年度はその規模を拡充した。今後、各職場との連携の下、受験者のニーズを捉えた広報活動の機会として活用していく。

公務に志を持つ多様で有為な人材の確保に向け、様々な媒体や機会を活用した情報・魅力発信を強化していくとともに、効果的な採用試験制度の在り方について検討を進めていく。

イ 人材の育成

前述の人事院の「公務員人事管理に関する報告」においては、一人ひとりの職員を重要な資本と捉える人的資本経営の発想を取り入れ、組織のパフォーマンス向上を目指すことが、国家公務員人事管理の取るべき基本理念とされ、キャリア形成支援のための取組をまとめたガイドの作成等、職員の成長につながる支援に総合的・体系的に取り組むこととしている。

本市においては、「仙台市人材育成基本方針（令和2年度改定版）」の取組を計画的かつ組織的に推進するため、本年3月に「第2期仙台市人材育成推進計画（令和6年～8年度）」が策定され、優先すべき視点として「適正な事務執行」、「DXのさらなる推進」、

「果敢にチャレンジできる職員の育成と環境づくり」が掲げられている。本計画に基づき、OJTハンドブックのさらなる活用に向けた自学資料等の整備、5年目職員を対象とした「ファシリテーション研修」の拡充のほか、内部講師養成講座や「仙台市DX推進計画2024-2026」に基づく体系的研修の新設が本年度に予定されており、引き続き本市の目指す職員像に向けた成長を促す取組を進めていく必要がある。

また、本年度末に計画期間が満了する「子育て推進・女性職員活躍推進プラン」及び「障害者活躍推進計画」について、双方を統合した新たな計画の策定が予定されている。価値観やライフスタイルが多様化する中において、女性や障害者の活躍、子育て、ワーク・ライフ・バランス等の一体的な推進を通じて、職員一人ひとりが意欲と能力を最大限発揮できる職場環境の整備が求められる。

時代の変化に対応しながら、未来を見据えた計画的な人材育成に取り組むことで、職員の成長を通じた組織パフォーマンスの向上を図るとともに、職場としての魅力を高め、有為な人材の確保へとつながる好循環を生み出していくことが重要である。

(2) 働きやすい環境づくり

ア 超過勤務の縮減

前述のとおり、現下の労働力不足の状況にあっては、公務の魅力低下や職員の離職を防止する観点からも、超過勤務の縮減は喫緊の課題である。

しかし、本市における令和5年度の職員一人当たりの超過勤務

時間数は、全体では前年度より減少したものの、依然として高い水準で推移している。年間720時間を超える超過勤務を行った職員も引き続き一定数おり、こうした職員が一部の部署に偏在し、また常態化していることは、職員の健康やモチベーションへの影響が憂慮される状況である。

こうした中、本市では、「仙台市D X推進計画2024-2026」に基づき、手作業業務の自動化の推進、定型的な申請・届出事務の集約など、デジタル技術を活用した事務作業の削減と事務処理のさらなる適正化に取り組んでいる。令和6年度の組織改正では、B P R推進課が新設され、各部署の業務の効率化・デジタル化に関する相談・支援を行うとともに、業務内容やプロセスの分析・見直しを行う業務改革の推進体制が強化されたところであり、業務改革とデジタル化が一体的かつ効率的に推進されることが期待される。

また、本年度、定年の段階的引上げに伴って生じる単年度限りの増員を特例定員として配置し、市民サービスの充実や超過勤務の縮減等の働き方改革の推進に活用している。

本委員会が本年7月から8月にかけて実施した、超過勤務時間数の多い部署等を対象としたヒアリングでは、各部署でR P Aの活用やシステムの改修、業務の外部委託、業務分担の見直しなどにより、超過勤務の縮減と平準化が進められてきたことが確認された。しかしながら、政策立案やケースワークといったデジタル化や外部委託では対応が難しい非定型業務も多く、効率化による職員の業務負担の軽減には限界があること、また、頻繁な制度改正への対応や急な新規事業の立上げ需要、不適切な事務処理事案

への対処等により、前年度の見込みを大幅に上回る業務が年央で発生し、マンパワーが不足している状況にあることが確認された。

任命権者においては、引き続き、デジタル技術の活用やB P R等による業務の効率化を図るとともに、事業の休止・廃止による業務量の削減や適正な人員配置と組織体制の不断の見直しによる平準化を行い、超過勤務の縮減を一層推進していく必要がある。

なお、前述のヒアリングと併せて本委員会が実施した労働関係法令の適用状況に関する調査では、一部で、職員の申告漏れにより、タイムカードの記録と申告されている超過勤務時間にかい離が見られた。超過勤務の縮減に当たっては、所属長や人事管理部門が、職員の超過勤務時間を正確に把握していることが前提となるため、任命権者において、職員の勤務時間の適正な把握・管理を徹底することを求める。

イ 教職員の多忙化解消

教職員の多忙化解消は、教職員の心身の健康の維持や仕事と生活の両立はもとより、児童・生徒に向き合う時間の確保や、授業の準備等に集中できる環境の整備につながるなど、本市の教育の質の維持・向上にも資するものである。また、教職員を志望する有為な人材を確保する観点からも極めて重要である。

文部科学省においては、勤務間インターバルや小学校中学年への教科担任制の導入、若手教員の指導に当たる新たな職の創設など、質の高い教職員の確保に向けた働き方改革に資する取組等が検討されている。

本市の小学校及び中学校における正規の勤務時間以外の在校等

時間をみると、全体では減少傾向にあるものの、中学校では、「仙台市立学校・園教職員の働き方改革取組指針（令和４年度～令和６年度）」において目標としている月平均45時間以内を超過しており、なお高い水準にとどまっている。

本市教育委員会においては、授業や行事の準備等にスクール・サポート・スタッフを活用している学校において、時間外在校等時間の減少幅が大きくなっている傾向にあることから、各校での活用事例を積極的に周知するとともに、さらなる活用の働きかけを行っている。

本年度からは、教職員の指導監督や地域対応など、業務が多岐にわたり、時間外在校等時間が多い傾向にある副校長・教頭がより優先すべき業務に取り組めるよう、教育センターに副校長・教頭マネジメント支援員を配置し、支援・助言を行う体制づくりを進めている。

また、部活動の地域移行については、新たに仙台経済同友会との連携協定を締結し、指導者の確保に向けた取組を進めているほか、有識者や関係団体等による協議会を立ち上げ、部活動の今後の在り方等について検討を開始している。

本委員会が実施した前述のヒアリングでは、スクール・サポート・スタッフの活用のほか、管理職員の積極的な声かけにより、時間外在校等時間の縮減に対する意識改革に取り組んでいること、保護者への資料配布や教材準備等にデジタル技術を活用し、効率化を図っていることなどが確認された。一方で、休日の指導などが大きな負担となっている部活動については、地域移行の効果に期待するものの、指導者の確保や地域からの理解を含め、様々な

課題があるとの意見も聞かれた。

本市教育委員会においては、教職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを確保し、働きやすい環境を整えるため、今後も各学校と連携し、保護者や地域の理解と協力を得ながら、管理職員を含めた教職員の業務負担を軽減し、多忙化解消を図っていく必要がある。

ウ 多様で柔軟な働き方の推進

年齢や性別、障害の有無、子育てや介護等の事情にかかわらず、職員がやりがいを持って働くためには、多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを進めることが重要である。

障害者の法定雇用率の段階的な引上げに伴い、本市においても障害者雇用が推進されており、障害を有する職員のさらなる活躍が期待される。任命権者においては、本年度、新たに障害者職場定着支援員を配置し、障害を有する職員及び所属長等との定期的な面談を通じて、勤務状況の把握や状況に応じた相談・支援を行っている。引き続き、一人ひとりの障害の特性に応じた支援により、その能力を十分に発揮できる環境づくりを進めていくことが求められる。

また、本年5月、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」が改正されたことを踏まえ、人事院は、「国家公務員の育児休業等に関する法律」の改正について意見の申出を行うとともに、子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるようにし、職員の希望や事情に対応した勤務を可能にするための見直しを図ることとした。

本市においては、「子育て推進・女性職員活躍推進プラン」に基づき、仕事と子育てを両立しやすい組織風土の醸成や育児関連制度の充実に取り組んでおり、昨年度の男性職員の育児休業取得率が5割を超えるなど、男性職員の育児参加が着実に進んでいる。また、本年7月には、子の看護休暇について、取得事由の見直しが行われ、制度の柔軟化が図られている。

任命権者においては、人事院の意見の申出を踏まえた今後の法改正の動向等を注視しつつ、性別や職種等にかかわらず、妊娠、出産、育児等と仕事の両立に向けた取組を一層推進していく必要がある。

さらに、本市においては、自席の端末持ち出しによるテレワーク環境の整備が予定されているほか、「仙台市DX推進計画2024-2026」に基づき、紙を前提としない業務への移行を進め、時間や場所にとらわれない、柔軟で効率性の高い業務環境づくりを目指すこととしている。

一方で、国家公務員においては、本年4月より、テレワークで発生する自宅の光熱水費などの相当分を補助する在宅勤務等手当が支給されているほか、個々の職員の事情に応じた働き方が可能となるよう、フレックスタイム制が拡充されるなど、柔軟に働き方を選択できるよう制度改正が行われた。フレックスタイム制については、本年3月、総務省より、地方公共団体に対し、制度の創設を求める通知も発出されている。

任命権者においては、国家公務員における取組も参考としつつ、本市の実情も勘案しながら、引き続き、多様で柔軟な働き方の推進に資する取組を積極的に展開していく必要がある。

エ 職員の健康管理

心身の健康の保持増進は、職員が自己の能力を十分に発揮し、意欲を持って業務に従事するために不可欠なものである。また、公務能率の維持・向上を図り、活力ある組織を維持していく観点からも重要である。

本年８月に閣議決定された変更後の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、勤務間インターバル制度やメンタルヘルス対策などの数値目標が設定され、公務員についても目標の趣旨を踏まえ、各職種の勤務実態に応じた実効ある取組を推進するよう明記された。

本市においては、本年７月より、勤務間インターバル制度が試行実施され、職員の終業時刻から次の始業時刻までの間に、原則１１時間、最低９時間のインターバルを確保することとされた。

本委員会が実施した前述のヒアリングでは、時差出勤や有給休暇の取得、部署内での当番制などを上手く組み合わせることで、インターバル確保に努めている部署が確認されたほか、所属長がその重要性を認識し、積極的に職員に声かけを行っていることも確認された。一方で、繁忙期には最低９時間の確保すら難しいことや、部署によっては、時差出勤の活用や休暇の取得が、窓口業務等に支障が出かねないという状況も確認された。

勤務間インターバルの確保は、職員の健康保持はもとより、職員のパフォーマンスを高め、公務の質を向上させることも期待されることから、任命権者においては、今回の試行実施による課題把握や効果検証を適切に行い、本格的な導入に向け、本市の実情に合った制度設計を行うことが求められる。

また、総務省は、本年6月、地方公務員に対するハラスメント防止に関心が高まっている現状を受け、事業主たる地方公共団体の任命権者に対し、改めてハラスメント対策の徹底を求めるとともに、行政サービス利用者等による過度な要求や悪質なクレームといったカスタマーハラスメントについて、本市でも実施している窓口へのポスターの掲示といった、抑止に向けた啓発活動に取り組むよう通知している。カスタマーハラスメントに関しては、前述の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に、国において企業の対策事例の周知や業種別の対策の取組支援を行うことが明記された。

任命権者においては、ハラスメントに関する内部相談員及び外部相談窓口を設置しているところであるが、前述の通知等の趣旨を踏まえ、カスタマーハラスメントについても、職員への周知・啓発や研修の実施、産業医・保健スタッフ等と連携したメンタルヘルス対策など、迅速かつ適切な措置を講じていく必要がある。

(3) 市民からの信頼の確保

本市においては、コンプライアンスの推進や内部統制制度の適切な運用に取り組んできたところであるが、昨年度より、不適切な事務処理だけでなく、職員が逮捕される事案が続いており、公務の内外を問わず、不祥事が多く発生する事態となっている。

適正事務の確保に向けては、昨年4月に策定した「適正事務の確保に向けた取組方針」に基づき取組を進めてきたが、令和5年度中も、複雑な制度改正に対応する本庁部門と実務を担う区役所部門において、共通理解の下で事務処理がなされていなかったことに起因する不適切

な事務処理事案が複数確認された。

このことから、本庁と区役所の事務のありように焦点をあて、本年２月、「適正事務の確保に向けた本庁と区役所の事務のありよう等における課題への対応方針」が策定された。本年度は、各区及び関係局に局区調整担当職員を配置することで、各分野における具体的な業務課題の所在や性質、分野横断的な業務見直しの優先度などを把握し、人員組織体制等の整備に取り組むとともに、業務見直しによる繁忙の解消を図りながら、適正事務の確保につなげていくこととしている。

併せて、手数料の誤徴収や補助金の誤払い、通知文書等の誤記載など、不適切な事務処理事案を類型ごとに整理した上で、３か月に一度、市ホームページで公表するとともに、再発防止に向けた分析に活用していくこととしている。

任命権者においては、本庁と区役所がともに最適な業務執行体制を構築し、適正事務の確保と市民サービスの向上が図られるよう、対応方針に掲げた取組を着実に実施していく必要がある。

また、懲戒処分に至る非違行為が多発している状況等を踏まえ、本年８月に「職員の懲戒処分に関する指針」が改正されたが、不祥事案は市政全体の信用失墜につながるという認識の下、職員一人ひとりが高い使命感と倫理観を持って業務に当たり、全庁を挙げて市民からの信頼の回復に取り組んでいくことが求められる。

— おわりに —

本年の勧告は、月例給、特別給ともに３年連続の引上げであり、特に月例給については、昨年を上回る改定となる。

地域の民間企業の水準に準拠して給与水準を決定することは、市民から支持される適正な給与水準を維持するとともに、日々職務に精励する職員の努力に報いるものでもあり、人材の確保や労使関係の安定などを通じ、行政の効率的・安定的運営に寄与するものである。

職員においては、民間の給与水準が徹底した業務改善と創意工夫によって確保されているものであることを改めて強く認識するとともに、市民の市政に対する信頼を回復するため、高い使命感・倫理観を持って公務の公正かつ能率的な運営に全力を尽くされることを期待する。

議会及び市長におかれては、人事委員会の給与勧告制度が果たしている役割の重要性に深い理解を示され、速やかにこの勧告が実施されるよう要請する。

別紙第 2

職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 の報告に基づき、次の措置を講ずるよう勧告する。

1 令和 6 年 4 月の公民較差に基づく改定

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 221,700 円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 令和 6 年 12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.275 月分（管理職員にあっては、1.075 月分）、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（管理職員にあっては、1.275 月分）とすること。

(イ) 令和 7 年度以降については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分（管理職員にあっては、それぞれ 1.05 月分）、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分（管理職員にあっては、それぞれ 1.25 月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

- (ア) 令和 6 年12月に支給される期末手当の支給割合を0.7125月分（管理職員にあっては、0.6125月分）、勤勉手当の支給割合を0.5125月分（管理職員にあっては、0.6125月分）とすること。
- (イ) 令和 7 年度以降については、6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分（管理職員にあっては、それぞれ0.6月分）、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分（管理職員にあっては、それぞれ0.6月分）とすること。

3 改定の実施時期

- (1) 1 及び 2 (1)については、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。
- (2) 2 (2)ア (ア) 及びイ (ア) については、令和 6 年12月 1 日から実施すること。
- (3) 2 (2)ア (イ) 及びイ (イ) については、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,900	273,000	294,100	317,800	343,500	372,700	392,100	411,700
	2	185,000	274,400	295,700	319,700	345,400	374,400	394,000	414,000
	3	186,100	275,800	297,300	321,600	347,300	376,100	395,900	416,300
	4	187,200	277,200	298,900	323,400	349,400	377,900	397,800	418,600
	5	188,500	278,600	300,600	325,200	351,500	379,700	399,700	420,900
	6	190,000	280,000	302,300	326,900	353,400	381,500	401,600	423,400
	7	191,500	281,400	304,000	328,600	355,300	383,300	403,700	425,900
	8	193,100	282,800	305,700	330,300	357,200	385,100	405,800	428,300
	9	194,800	284,200	307,400	332,200	359,100	386,900	408,000	430,700
	10	196,600	285,600	309,100	334,100	360,900	388,700	410,200	433,500
	11	198,500	287,000	310,800	336,000	362,700	390,500	412,400	436,300
	12	200,400	288,400	312,500	338,000	364,400	392,200	414,500	439,100
	13	202,300	289,800	314,200	340,100	366,100	394,000	416,600	441,800
	14	204,200	291,200	315,900	342,200	367,900	395,800	418,800	444,600
	15	206,100	292,600	317,600	344,300	369,700	397,600	421,100	447,400
	16	208,000	294,000	319,300	346,300	371,500	399,400	423,400	450,100
	17	209,900	295,400	321,000	348,300	373,300	401,300	425,900	452,700
	18	211,800	296,800	322,700	350,200	375,100	403,100	428,300	455,400
	19	213,700	298,200	324,500	352,100	376,900	405,000	430,700	458,100
	20	215,600	299,700	326,300	353,800	378,600	406,900	433,000	460,800
	21	217,500	301,200	328,100	355,600	380,300	408,800	435,000	463,400
	22	219,400	302,700	329,900	357,200	382,000	410,500	437,000	466,000
	23	221,300	304,200	331,700	358,900	383,700	412,200	439,000	468,600
	24	223,100	305,700	333,500	360,600	385,400	413,800	441,000	471,200
	25	225,000	307,200	335,200	362,200	387,000	415,200	443,000	473,700
	26	226,700	308,700	336,900	363,800	388,500	416,400	444,700	476,100
	27	228,400	310,200	338,600	365,400	390,000	417,600	446,400	478,500
	28	230,000	311,700	340,300	366,900	391,500	418,800	448,100	480,900
	29	231,600	313,100	341,900	368,500	393,100	420,100	450,000	483,300
	30	233,200	314,500	343,500	369,800	394,700	421,200	451,600	485,300
	31	234,800	315,900	345,100	371,100	396,300	422,300	453,200	487,300
	32	236,400	317,300	346,800	372,300	397,800	423,400	454,800	489,300
	33	238,000	318,600	348,500	373,500	399,300	424,400	456,300	491,500
	34	239,600	319,900	350,200	374,600	400,800	425,400	457,600	493,300
	35	241,200	321,200	351,900	375,700	402,300	426,400	458,900	495,100
	36	242,800	322,500	353,600	376,800	403,700	427,400	460,200	496,900
	37	244,400	323,700	355,300	378,000	405,100	428,300	461,300	498,600
	38	246,000	324,900	356,800	379,000	406,500	429,200	462,300	499,700
	39	247,600	326,200	358,400	380,000	407,900	430,100	463,300	500,800
	40	249,100	327,500	360,000	380,900	409,300	431,000	464,300	501,900

41	250,600	328,700	361,200	381,800	410,700	432,000	465,200	502,800
42	252,100	330,100	362,300	382,700	411,800	432,900	466,100	503,600
43	253,500	331,500	363,400	383,600	412,900	433,800	467,000	504,400
44	255,000	332,900	364,400	384,500	414,000	434,700	467,900	505,200
45	256,500	334,300	365,300	385,400	415,000	435,400	468,800	506,200
46	258,000	335,500	366,200	386,000	415,800	436,200	469,700	507,000
47	259,500	336,700	367,100	386,600	416,600	437,000	470,600	507,800
48	261,000	337,800	368,000	387,200	417,400	437,800	471,500	508,600
49	262,400	338,900	368,700	387,700	418,300	438,500	472,400	509,600
50	263,900	340,000	369,400	388,200	419,100	439,200	473,100	510,400
51	265,300	341,100	370,100	388,800	419,900	439,900	473,800	511,200
52	266,800	342,200	370,800	389,400	420,700	440,600	474,500	512,000
53	268,300	343,300	371,500	389,900	421,400	441,500	475,400	512,900
54	269,700	344,100	372,200	390,400	422,100	442,100	476,100	513,700
55	271,100	344,900	372,900	390,900	422,800	442,700	476,800	514,500
56	272,500	345,600	373,600	391,400	423,500	443,300	477,500	515,300
57	273,900	346,300	374,300	392,100	424,400	444,100	478,300	516,200
58	275,300	347,000	374,900	392,600	425,100	444,700	479,000	517,000
59	276,700	347,700	375,500	393,100	425,800	445,300	479,700	517,800
60	278,100	348,400	376,100	393,600	426,500	445,900	480,400	518,600
61	279,500	349,100	376,500	394,200	427,400	446,600	481,300	519,500
62	280,900	349,700	377,100	394,700	428,000	447,200	482,000	520,300
63	282,300	350,300	377,700	395,200	428,600	447,800	482,700	521,100
64	283,700	350,900	378,300	395,700	429,200	448,400	483,400	521,900
65	285,200	351,500	378,800	396,300	429,800	449,100	484,200	522,600
66	286,600	352,000	379,300	396,800	430,400	449,700	484,800	523,300
67	288,000	352,500	379,800	397,300	431,000	450,300	485,400	524,100
68	289,400	353,000	380,300	397,800	431,600	450,900	486,000	524,900
69	290,800	353,500	380,900	398,400	432,200	451,600	486,700	525,500
70	292,200	354,000	381,300	398,900	432,800	452,200	487,300	526,300
71	293,600	354,500	381,700	399,400	433,400	452,800	487,900	527,100
72	294,900	355,000	382,100	399,900	434,000	453,400	488,500	527,900
73	296,300	355,500	382,700	400,500	434,600	453,900	489,000	528,600
74	297,700	356,000	383,100	401,000	435,200	454,200		
75	299,000	356,500	383,500	401,500	435,800	454,500		
76	300,300	357,000	383,900	402,000	436,400	454,800		
77	301,700	357,500	384,500	402,600	437,000	455,000		
78	303,000	358,000	384,900	403,100	437,600			
79	304,300	358,500	385,300	403,600	438,200			
80	305,600	359,000	385,700	404,100	438,800			
81	306,900	359,600	386,300	404,700	439,400			
82	308,200	360,100	386,700	405,200	439,900			
83	309,500	360,600	387,100	405,700	440,400			
84	310,800	361,100	387,500	406,200	440,900			

	85	312,000	361,500	388,100	406,800	441,400			
	86	313,200	362,000	388,500	407,300				
	87	314,500	362,500	388,900	407,800				
	88	315,800	363,000	389,300	408,300				
	89	317,200	363,400	389,800	408,900				
	90	318,500	363,800	390,200	409,400				
	91	319,700	364,200	390,600	409,900				
	92	321,000	364,600	391,000	410,400				
	93	322,300	365,100	391,600	410,700				
	94	323,500	365,500	392,000	411,200				
	95	324,700	365,900	392,400	411,700				
	96	325,900	366,300	392,800	412,200				
	97	327,100	366,800	393,400	412,700				
	98		367,200	393,700	413,200				
	99		367,600	394,100	413,700				
	100		368,000	394,500	414,200				
	101		368,500	394,700	414,700				
	102		368,900	395,000	415,200				
	103		369,300	395,300	415,700				
	104		369,700	395,600	416,200				
	105		370,100	395,900	416,700				
	106			396,200					
	107			396,500					
	108			396,800					
	109			397,000					
	110			397,300					
	111			397,600					
	112			397,900					
	113			398,100					
	114			398,400					
	115			398,700					
	116			399,000					
	117			399,200					
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 206,700	円 249,300	円 268,200	円 298,400	円 318,100	円 340,200	円 393,500	円 441,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

消 防 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	193,200	273,000	307,400	332,200	359,100	386,900	408,000	430,700
	2	194,600	274,400	309,100	334,100	360,900	388,700	410,200	433,500
	3	196,000	275,800	310,800	336,000	362,700	390,500	412,400	436,300
	4	197,400	277,200	312,500	338,000	364,400	392,200	414,500	439,100
	5	198,900	278,600	314,200	340,100	366,100	394,000	416,600	441,800
	6	200,900	280,000	315,900	342,200	367,900	395,800	418,800	444,600
	7	202,900	281,400	317,600	344,300	369,700	397,600	421,100	447,400
	8	205,000	282,800	319,300	346,300	371,500	399,400	423,400	450,100
	9	207,300	284,200	321,000	348,300	373,300	401,300	425,900	452,700
	10	209,700	285,600	322,700	350,200	375,100	403,100	428,300	455,400
	11	212,100	287,000	324,500	352,100	376,900	405,000	430,700	458,100
	12	214,500	288,400	326,300	353,800	378,600	406,900	433,000	460,800
	13	216,900	289,800	328,100	355,600	380,300	408,800	435,000	463,400
	14	219,300	291,200	329,900	357,200	382,000	410,500	437,000	466,000
	15	221,500	292,600	331,700	358,900	383,700	412,200	439,000	468,600
	16	223,500	294,000	333,500	360,600	385,400	413,800	441,000	471,200
	17	225,300	295,400	335,200	362,200	387,000	415,200	443,000	473,700
	18	227,000	296,800	336,900	363,800	388,500	416,400	444,700	476,100
	19	228,600	298,200	338,600	365,400	390,000	417,600	446,400	478,500
	20	230,200	299,700	340,300	366,900	391,500	418,800	448,100	480,900
	21	231,800	301,200	341,900	368,500	393,100	420,100	450,000	483,300
	22	233,600	302,700	343,500	369,800	394,700	421,200	451,600	485,300
	23	235,400	304,200	345,100	371,100	396,300	422,300	453,200	487,300
	24	237,200	305,700	346,800	372,300	397,800	423,400	454,800	489,300
	25	239,000	307,200	348,500	373,500	399,300	424,400	456,300	491,500
	26	240,700	308,700	350,200	374,600	400,800	425,400	457,600	493,300
	27	242,400	310,200	351,900	375,700	402,300	426,400	458,900	495,100
	28	244,000	311,700	353,600	376,800	403,700	427,400	460,200	496,900
	29	245,600	313,100	355,300	378,000	405,100	428,300	461,300	498,600
	30	247,100	314,500	356,800	379,000	406,500	429,200	462,300	499,700
	31	248,600	315,900	358,400	380,000	407,900	430,100	463,300	500,800
	32	250,100	317,300	360,000	380,900	409,300	431,000	464,300	501,900
	33	251,600	318,600	361,200	381,800	410,700	432,000	465,200	502,800
	34	253,100	319,900	362,300	382,700	411,800	432,900	466,100	503,600
	35	254,500	321,200	363,400	383,600	412,900	433,800	467,000	504,400
	36	255,900	322,500	364,400	384,500	414,000	434,700	467,900	505,200
	37	257,300	323,700	365,300	385,400	415,000	435,400	468,800	506,200
	38	258,700	324,900	366,200	386,000	415,800	436,200	469,700	507,000
	39	260,100	326,200	367,100	386,600	416,600	437,000	470,600	507,800
	40	261,400	327,500	368,000	387,200	417,400	437,800	471,500	508,600

41	262, 700	328, 700	368, 700	387, 700	418, 300	438, 500	472, 400	509, 600
42	264, 300	330, 100	369, 400	388, 200	419, 100	439, 200	473, 100	510, 400
43	265, 600	331, 500	370, 100	388, 800	419, 900	439, 900	473, 800	511, 200
44	267, 100	332, 900	370, 800	389, 400	420, 700	440, 600	474, 500	512, 000
45	268, 600	334, 300	371, 500	389, 900	421, 400	441, 500	475, 400	512, 900
46	270, 000	335, 600	372, 200	390, 400	422, 100	442, 100	476, 100	513, 700
47	271, 400	336, 900	372, 900	390, 900	422, 800	442, 700	476, 800	514, 500
48	272, 700	338, 100	373, 600	391, 400	423, 500	443, 300	477, 500	515, 300
49	274, 100	339, 200	374, 300	392, 100	424, 400	444, 100	478, 300	516, 200
50	275, 400	340, 300	374, 900	392, 600	425, 100	444, 700	479, 000	517, 000
51	276, 700	341, 400	375, 500	393, 100	425, 800	445, 300	479, 700	517, 800
52	278, 100	342, 500	376, 100	393, 600	426, 500	445, 900	480, 400	518, 600
53	279, 500	343, 300	376, 500	394, 200	427, 400	446, 600	481, 300	519, 500
54	280, 900	344, 100	377, 100	394, 700	428, 000	447, 200	482, 000	520, 300
55	282, 300	344, 900	377, 700	395, 200	428, 600	447, 800	482, 700	521, 100
56	283, 700	345, 600	378, 300	395, 700	429, 200	448, 400	483, 400	521, 900
57	285, 200	346, 300	378, 800	396, 300	429, 800	449, 100	484, 200	522, 600
58	286, 600	347, 000	379, 300	396, 800	430, 400	449, 700	484, 800	523, 300
59	288, 000	347, 700	379, 800	397, 300	431, 000	450, 300	485, 400	524, 100
60	289, 400	348, 400	380, 300	397, 800	431, 600	450, 900	486, 000	524, 900
61	290, 800	349, 100	380, 900	398, 400	432, 200	451, 600	486, 700	525, 500
62	292, 200	349, 700	381, 300	398, 900	432, 800	452, 200	487, 300	526, 300
63	293, 600	350, 300	381, 700	399, 400	433, 400	452, 800	487, 900	527, 100
64	294, 900	350, 900	382, 100	399, 900	434, 000	453, 400	488, 500	527, 900
65	296, 300	351, 500	382, 700	400, 500	434, 600	453, 900	489, 000	528, 600
66	297, 700	352, 000	383, 100	401, 000	435, 200	454, 200		
67	299, 000	352, 500	383, 500	401, 500	435, 800	454, 500		
68	300, 300	353, 000	383, 900	402, 000	436, 400	454, 800		
69	301, 700	353, 500	384, 500	402, 600	437, 000	455, 000		
70	303, 000	354, 000	384, 900	403, 100	437, 600			
71	304, 300	354, 500	385, 300	403, 600	438, 200			
72	305, 600	355, 000	385, 700	404, 100	438, 800			
73	306, 900	355, 500	386, 300	404, 700	439, 400			
74	308, 200	356, 000	386, 700	405, 200	439, 900			
75	309, 500	356, 500	387, 100	405, 700	440, 400			
76	310, 800	357, 000	387, 500	406, 200	440, 900			
77	312, 000	357, 500	388, 100	406, 800	441, 400			
78	313, 200	358, 000	388, 500	407, 300				
79	314, 500	358, 500	388, 900	407, 800				
80	315, 800	359, 000	389, 300	408, 300				
81	317, 200	359, 600	389, 800	408, 900				
82	318, 500	360, 100	390, 200	409, 400				
83	319, 700	360, 600	390, 600	409, 900				
84	321, 000	361, 100	391, 000	410, 400				

	85	322,300	361,500	391,600	410,700				
	86	323,600	362,000	392,000	411,200				
	87	324,900	362,500	392,400	411,700				
	88	326,200	363,000	392,800	412,200				
	89	327,400	363,400	393,400	412,700				
	90	328,500	363,800	393,700	413,200				
	91	329,600	364,200	394,100	413,700				
	92	330,700	364,600	394,500	414,200				
	93	331,700	365,100	394,700	414,700				
	94	332,500	365,500	395,000	415,200				
	95	333,300	365,900	395,300	415,700				
	96	334,100	366,300	395,600	416,200				
	97	334,900	366,800	395,900	416,700				
	98	335,600	367,200	396,200					
	99	336,300	367,600	396,500					
	100	337,000	368,000	396,800					
	101	337,700	368,500	397,000					
	102		368,900	397,300					
	103		369,300	397,600					
	104		369,700	397,900					
	105		370,100	398,100					
	106		370,500	398,400					
	107		370,900	398,700					
	108		371,300	399,000					
	109		371,500	399,200					
	110		371,900						
	111		372,300						
	112		372,700						
	113		372,900						
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 216,800	円 252,300	円 281,400	円 316,200	円 333,600	円 357,000	円 393,500	円 441,600

備考 この表は、消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表（一）

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	194,100	242,100	288,600	348,100	420,900
	2	195,700	242,900	290,600	349,600	422,500
	3	197,300	243,700	292,600	351,200	424,200
	4	198,800	244,400	294,700	352,600	425,900
	5	200,600	245,200	296,700	354,400	427,500
	6	202,500	246,600	298,900	356,200	429,200
	7	204,600	247,500	301,000	358,000	430,900
	8	206,900	248,400	303,000	359,500	432,600
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	9	209,200	249,400	304,900	360,900	434,200
	10	211,700	250,700	306,800	362,300	435,900
	11	214,400	252,100	308,800	363,800	437,600
	12	217,000	253,300	310,600	365,300	439,300
	13	219,500	254,400	312,500	366,500	440,800
	14	221,900	255,800	314,600	367,700	442,500
	15	224,300	257,100	316,600	369,000	444,200
	16	226,800	258,400	318,600	370,200	445,900
	17	229,300	259,900	320,600	371,400	447,300
	18	231,600	262,300	322,600	372,600	449,000
	19	234,000	264,500	324,600	373,900	450,700
	20	236,300	266,600	326,600	375,100	452,400
	21	238,200	268,800	328,800	376,300	454,000
	22	238,900	271,000	330,900	377,700	455,600
	23	239,500	273,100	332,900	379,100	457,200
	24	240,100	275,400	334,900	380,500	458,800
	25	240,800	277,700	336,800	381,900	460,600
	26	241,900	279,800	338,700	383,700	462,100
	27	242,800	281,800	340,400	385,500	463,600
	28	243,600	283,800	342,200	387,200	465,100
	29	244,700	285,800	344,000	388,700	466,500
	30	245,600	287,800	345,800	390,400	468,000
	31	246,800	289,900	347,600	392,100	469,500
	32	247,900	291,800	349,100	393,800	471,000
	33	249,000	293,600	350,600	395,500	472,500
	34	250,100	295,500	352,200	397,000	473,300
	35	251,200	297,500	353,900	398,500	474,100
	36	252,400	299,200	355,600	399,800	474,900
	37	253,700	301,000	357,200	401,100	475,700
	38	255,000	302,900	358,600	402,600	476,500
	39	256,200	304,700	360,100	404,100	477,300
	40	257,200	306,500	361,700	405,600	478,100
	41	258,400	308,200	363,000	407,000	478,900
	42	259,400	310,200	364,500	408,400	
	43	260,400	312,200	366,200	409,900	
	44	261,500	314,100	367,900	411,400	

45	262, 600	316, 100	369, 400	412, 800
46	263, 600	318, 100	370, 800	414, 200
47	264, 600	320, 100	372, 200	415, 600
48	265, 600	322, 100	373, 600	417, 000
49	266, 500	324, 000	375, 100	418, 600
50	267, 500	325, 900	376, 700	420, 000
51	268, 500	327, 800	378, 300	421, 400
52	269, 500	329, 500	379, 900	422, 800
53	270, 500	331, 300	381, 400	424, 200
54	271, 500	333, 100	382, 900	425, 600
55	272, 400	334, 800	384, 400	427, 000
56	273, 200	336, 500	385, 900	428, 400
57	274, 000	338, 100	387, 500	429, 700
58	275, 000	339, 700	388, 900	431, 100
59	275, 900	341, 500	390, 300	432, 500
60	276, 700	343, 300	391, 600	433, 900
61	277, 500	344, 800	392, 900	435, 400
62	278, 500	346, 300	394, 300	436, 800
63	279, 500	347, 800	395, 700	438, 200
64	280, 500	349, 500	397, 100	439, 600
65	281, 600	351, 000	398, 600	440, 900
66	282, 600	352, 600	399, 700	442, 100
67	283, 600	354, 300	400, 900	443, 300
68	284, 600	355, 900	402, 100	444, 500
69	285, 600	357, 400	403, 200	445, 900
70	286, 500	358, 900	404, 300	447, 100
71	287, 400	360, 600	405, 400	448, 300
72	288, 300	362, 300	406, 500	449, 500
73	289, 200	364, 000	407, 800	450, 600
74	290, 100	365, 700	408, 900	451, 300
75	291, 100	367, 400	410, 000	452, 000
76	292, 000	369, 100	411, 100	452, 700
77	292, 700	370, 400	412, 000	453, 400
78	293, 500	371, 800	412, 900	453, 900
79	294, 400	373, 200	413, 800	454, 400
80	295, 100	374, 600	414, 700	454, 900
81	295, 700	376, 000	415, 600	455, 500
82	296, 300	377, 200	416, 500	
83	296, 900	378, 400	417, 400	
84	297, 600	379, 600	418, 300	
85	298, 200	380, 700	419, 000	
86	298, 800	381, 900	419, 900	
87	299, 600	383, 100	420, 800	
88	300, 400	384, 300	421, 700	
89	301, 200	385, 400	422, 500	
90	301, 900	386, 500	423, 400	
91	302, 700	387, 600	424, 300	
92	303, 400	388, 700	425, 200	

93	304, 300	389, 900	426, 000
94	305, 000	390, 900	426, 700
95	305, 800	391, 900	427, 400
96	306, 600	392, 900	428, 100
97	307, 300	393, 900	429, 000
98	308, 100	394, 700	429, 500
99	308, 900	395, 500	430, 000
100	309, 700	396, 300	430, 500
101	310, 700	397, 000	431, 000
102	311, 500	397, 800	431, 400
103	312, 300	398, 600	431, 800
104	313, 100	399, 300	432, 200
105	313, 700	399, 900	432, 500
106	314, 400	400, 600	432, 700
107	315, 100	401, 300	433, 000
108	315, 800	402, 000	433, 300
109	316, 300	402, 800	433, 500
110	316, 700	403, 300	433, 800
111	317, 100	403, 800	434, 100
112	317, 500	404, 300	434, 400
113	317, 900	405, 000	434, 500
114	318, 300	405, 500	434, 800
115	318, 700	406, 000	435, 100
116	319, 100	406, 500	435, 400
117	319, 600	407, 100	435, 600
118	320, 000	407, 500	
119	320, 400	407, 900	
120	320, 800	408, 300	
121	321, 100	408, 800	
122	321, 400	409, 000	
123	321, 700	409, 200	
124	322, 000	409, 400	
125	322, 300	409, 800	
126	322, 500	410, 000	
127	322, 700	410, 200	
128	322, 900	410, 400	
129	323, 200	410, 800	
130	323, 400	411, 000	
131	323, 600	411, 200	
132	323, 800	411, 400	
133	323, 900	411, 500	
134	324, 100	411, 700	
135	324, 300	411, 900	
136	324, 400	412, 100	
137	324, 500	412, 400	
138	324, 700	412, 600	
139	324, 900	412, 800	
140	325, 100	413, 000	

	141	325, 200	413, 300			
	142	325, 400	413, 500			
	143	325, 600	413, 700			
	144	325, 800	413, 900			
	145	325, 900	414, 200			
	146	326, 100	414, 400			
	147	326, 300	414, 600			
	148	326, 500	414, 800			
	149	326, 600	415, 000			
	150	326, 700	415, 200			
	151	326, 800	415, 400			
	152	327, 000	415, 600			
	153	327, 100	415, 900			
	154		416, 100			
	155		416, 300			
	156		416, 500			
	157		416, 800			
	158		417, 000			
	159		417, 200			
	160		417, 400			
	161		417, 700			
	162		417, 900			
	163		418, 100			
	164		418, 300			
	165		418, 600			
定年前 再任用 短時間 勤務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 237, 500	円 280, 300	円 309, 200	円 337, 800	円 423, 400

備考

- この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表（二）

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	194,100	211,800	288,500	313,100	411,000
	2	195,700	214,400	290,500	315,300	412,300
	3	197,300	217,200	292,400	317,500	413,600
	4	198,900	220,000	294,500	319,800	414,900
	5	200,600	222,500	296,700	322,100	416,300
	6	202,600	225,000	298,800	324,400	417,600
	7	204,600	227,300	300,800	326,700	418,900
	8	206,900	229,800	302,800	328,900	420,200
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	9	209,200	232,400	304,800	331,100	421,300
	10	211,700	235,000	306,800	333,100	422,500
	11	214,400	237,500	308,800	335,100	423,600
	12	217,000	240,000	310,600	337,200	424,700
	13	219,500	242,100	312,400	339,100	425,700
	14	222,000	242,900	314,300	340,700	426,900
	15	224,300	243,700	316,100	342,300	428,100
	16	226,800	244,500	318,000	343,800	429,300
	17	229,300	245,300	319,900	345,500	430,400
	18	231,700	246,600	321,900	347,200	431,600
	19	234,000	247,500	323,900	348,800	432,800
	20	236,300	248,400	325,900	350,300	434,000
	21	238,100	249,400	327,900	351,800	435,000
	22	238,800	250,700	329,800	353,400	436,200
	23	239,500	252,000	331,900	355,200	437,400
	24	240,200	253,200	334,000	356,900	438,600
	25	241,000	254,400	335,800	358,200	439,700
	26	241,900	255,700	337,300	359,300	440,900
	27	242,700	257,000	338,800	360,400	442,100
	28	243,600	258,500	340,300	361,600	443,300
	29	244,600	260,100	341,900	362,600	444,400
	30	245,700	262,200	343,600	363,700	445,400
	31	246,800	264,400	345,200	364,900	446,400
	32	247,800	266,500	346,700	366,100	447,400
	33	248,800	268,700	348,200	367,300	448,500
	34	249,800	270,900	349,700	368,400	449,100
	35	250,800	273,100	351,400	369,700	449,700
	36	251,900	275,400	353,000	371,000	450,300
	37	253,000	277,600	354,400	372,200	451,100
	38	254,200	279,700	355,800	373,400	451,700
	39	255,300	281,700	357,200	374,700	452,300
	40	256,200	283,700	358,700	375,900	452,900
	41	257,400	285,700	360,000	377,000	453,600
	42	258,400	287,700	361,000	378,400	
	43	259,400	289,700	362,000	379,800	
	44	260,500	291,600	363,000	381,200	

45	261,500	293,500	363,900	382,600
46	262,400	295,400	364,900	383,900
47	263,400	297,300	366,100	385,200
48	264,400	299,100	367,300	386,500
49	265,400	300,800	368,300	387,800
50	266,400	302,700	369,700	389,100
51	267,400	304,600	371,100	390,400
52	268,300	306,400	372,500	391,700
53	269,200	308,300	373,900	393,100
54	270,100	310,300	375,300	394,400
55	271,000	312,300	376,700	395,700
56	271,900	314,200	378,100	397,000
57	272,700	316,100	379,700	398,100
58	273,600	318,000	380,700	399,200
59	274,400	320,000	381,700	400,400
60	275,100	322,000	382,700	401,600
61	275,800	323,800	383,600	402,700
62	276,700	325,600	384,600	403,800
63	277,600	327,500	385,600	404,900
64	278,500	329,300	386,600	406,000
65	279,400	331,100	387,800	407,200
66	280,300	332,900	388,800	408,200
67	281,300	334,700	389,800	409,200
68	282,300	336,400	390,800	410,200
69	283,300	338,000	391,800	410,900
70	284,200	339,600	392,800	411,800
71	285,100	341,300	393,800	412,700
72	286,000	343,100	394,800	413,600
73	286,900	344,600	395,900	414,600
74	287,800	346,100	396,600	415,300
75	288,700	347,600	397,300	416,000
76	289,500	349,200	398,000	416,700
77	290,300	350,600	398,400	417,300
78	291,100	351,900	399,100	417,800
79	292,000	353,300	399,800	418,300
80	292,800	354,700	400,500	418,800
81	293,400	356,000	401,000	419,400
82	294,000	357,400	401,700	419,800
83	294,600	358,900	402,400	420,200
84	295,300	360,200	403,100	420,600
85	295,700	361,500	403,700	421,000
86	296,200	362,800	404,400	421,400
87	296,900	364,100	405,100	421,800
88	297,500	365,400	405,800	422,200
89	297,900	366,500	406,400	422,600
90	298,300	367,700	406,800	423,000
91	298,800	368,900	407,200	423,400
92	299,300	370,100	407,600	423,800

93	299, 700	371, 300	407, 900	424, 100
94	300, 200	372, 300	408, 300	424, 500
95	300, 700	373, 300	408, 700	424, 900
96	301, 200	374, 300	409, 100	425, 300
97	301, 600	375, 100	409, 500	425, 600
98	302, 200	375, 900	409, 900	
99	302, 800	376, 700	410, 300	
100	303, 400	377, 500	410, 700	
101	303, 900	378, 400	411, 100	
102	304, 200	379, 200	411, 500	
103	304, 500	380, 000	411, 900	
104	304, 700	380, 800	412, 300	
105	304, 800	381, 500	412, 600	
106	305, 000	382, 200	412, 900	
107	305, 200	382, 900	413, 200	
108	305, 300	383, 600	413, 500	
109	305, 400	384, 400	413, 900	
110	305, 500	385, 100	414, 200	
111	305, 700	385, 800	414, 500	
112	305, 900	386, 500	414, 800	
113	306, 000	387, 100	415, 200	
114	306, 200	387, 800	415, 500	
115	306, 400	388, 500	415, 800	
116	306, 600	389, 200	416, 100	
117	306, 700	389, 600	416, 500	
118	306, 800	390, 100	416, 800	
119	306, 900	390, 600	417, 100	
120	307, 000	391, 100	417, 400	
121	307, 200	391, 600	417, 600	
122	307, 300	392, 100		
123	307, 400	392, 600		
124	307, 500	393, 100		
125	307, 600	393, 500		
126		393, 900		
127		394, 300		
128		394, 700		
129		395, 200		
130		395, 600		
131		396, 000		
132		396, 400		
133		396, 700		
134		397, 000		
135		397, 300		
136		397, 600		
137		397, 900		
138		398, 200		
139		398, 500		
140		398, 800		

	141		399, 100			
	142		399, 400			
	143		399, 600			
	144		399, 900			
	145		400, 000			
	146		400, 300			
	147		400, 600			
	148		400, 900			
	149		401, 100			
	150		401, 400			
	151		401, 700			
	152		402, 000			
	153		402, 200			
	154		402, 500			
	155		402, 800			
	156		403, 100			
	157		403, 300			
	158		403, 600			
	159		403, 900			
	160		404, 200			
	161		404, 300			
	162		404, 600			
	163		404, 900			
	164		405, 200			
	165		405, 400			
	166		405, 700			
	167		406, 000			
	168		406, 300			
	169		406, 500			
	170		406, 800			
	171		407, 100			
	172		407, 400			
	173		407, 600			
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 227, 500	円 276, 900	円 304, 000	円 331, 000	円 413, 100

備考

- 1 この表は、幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	339,900	403,000	435,300	483,900	503,100
	2	342,800	405,300	437,600	485,300	504,300
	3	345,700	407,500	439,900	486,700	505,500
	4	348,400	409,700	441,900	487,900	506,700
	5	351,100	411,900	443,700	489,100	508,100
	6	353,700	414,200	445,500	490,300	509,500
	7	356,200	416,400	447,300	491,500	510,900
	8	358,700	418,600	449,000	492,700	512,200
定	9	361,200	420,800	450,700	494,000	513,600
年	10	363,700	423,000	452,400	495,400	515,400
前	11	366,200	424,800	454,200	496,800	517,200
再	12	368,700	426,500	455,900	498,400	519,000
任	13	371,200	428,200	457,500	500,200	520,700
用	14	373,600	429,900	459,100	501,800	522,400
	15	376,000	431,600	460,700	503,400	524,100
	16	378,400	433,300	462,300	505,000	525,800
短	17	380,800	435,000	463,900	506,400	527,700
時	18	383,100	436,700	465,300	507,700	529,500
間	19	385,400	438,400	466,600	509,000	531,300
	20	387,700	440,100	467,900	510,300	533,000
勤	21	390,000	441,900	469,200	511,500	534,700
務	22	392,300	443,700	470,500	512,800	536,400
職	23	394,500	445,500	471,800	514,100	538,100
	24	396,700	447,300	473,000	515,300	539,800
員	25	398,900	449,000	474,200	516,300	541,400
	26	401,100	450,700	475,500	517,500	543,100
以	27	403,300	452,300	476,800	518,700	544,800
	28	405,300	453,800	478,000	519,900	546,500
外	29	407,300	455,300	479,400	521,100	548,100
	30	409,400	456,700	480,800	522,300	549,700
の	31	411,300	458,100	482,200	523,500	551,400
職	32	412,900	459,500	483,800	524,700	553,100
員	33	414,400	460,900	485,400	525,900	554,700
	34	415,800	462,300	487,200	527,100	556,300
	35	417,000	463,800	489,000	528,300	557,900
	36	418,100	465,300	490,800	529,500	559,500
	37	419,200	466,800	492,600	530,700	561,300
	38	420,300	468,300	494,200	531,900	562,900
	39	421,400	469,800	495,800	533,100	564,500
	40	422,300	471,400	497,400	534,300	566,100

41	423, 200	473, 200	499, 200	535, 600	567, 800
42	424, 000	475, 000	500, 500	536, 800	569, 400
43	424, 700	476, 800	501, 800	538, 000	571, 000
44	425, 400	478, 600	503, 100	539, 200	572, 600
45	426, 000	480, 200	504, 300	540, 200	574, 400
46	426, 500	481, 900	505, 500	541, 400	576, 000
47	427, 000	483, 500	506, 700	542, 600	577, 600
48	427, 500	485, 100	507, 900	543, 800	579, 200
49	428, 000	486, 900	509, 100	545, 000	581, 000
50	428, 400	488, 200	510, 200	546, 200	582, 600
51	428, 800	489, 500	511, 300	547, 400	584, 200
52	429, 100	490, 800	512, 400	548, 600	585, 800
53	429, 400	492, 100	513, 700	549, 800	587, 500
54	429, 700	493, 300	514, 700	551, 000	589, 100
55	430, 000	494, 500	515, 700	552, 200	590, 700
56	430, 300	495, 700	516, 700	553, 400	592, 300
57	430, 600	496, 900	517, 500	554, 500	593, 800
58	430, 900	498, 000	518, 500	555, 700	595, 200
59	431, 200	499, 100	519, 500	556, 900	596, 600
60	431, 600	500, 200	520, 500	558, 100	598, 000
61	432, 300	501, 500	521, 400	559, 200	599, 500
62	433, 000	502, 500	522, 400	560, 300	600, 800
63	433, 700	503, 500	523, 200	561, 400	602, 100
64	434, 400	504, 500	524, 200	562, 500	603, 400
65	434, 900	505, 300	525, 000	563, 800	604, 900
66	435, 400	506, 100	526, 000	564, 800	606, 000
67	435, 900	506, 900	527, 000	565, 800	607, 100
68	436, 400	507, 700	528, 000	566, 800	608, 200
69	437, 100	508, 400	528, 900	567, 800	609, 500
70	437, 700	509, 200	529, 900	568, 700	610, 600
71	438, 300	510, 000	530, 900	569, 600	611, 700
72	438, 800	510, 800	531, 900	570, 500	612, 800
73	439, 200	511, 300	532, 800	571, 500	613, 900
74	439, 800	512, 000	533, 700	572, 400	
75	440, 400	512, 700	534, 600	573, 300	
76	441, 000	513, 400	535, 500	574, 200	
77	441, 400	514, 300	536, 600	575, 100	
78		515, 000	537, 500	576, 000	
79		515, 700	538, 400	576, 900	
80		516, 400	539, 300	577, 800	
81		517, 300	540, 300	578, 900	
82		518, 000	541, 200	579, 800	
83		518, 700	542, 100	580, 700	
84		519, 400	543, 000	581, 600	

	85		520, 200	543, 900	582, 700	
	86		520, 900	544, 800	583, 600	
	87		521, 600	545, 700	584, 500	
	88		522, 300	546, 600	585, 400	
	89		523, 200	547, 500	586, 500	
	90		523, 900	548, 300		
	91		524, 600	549, 100		
	92		525, 300	549, 900		
	93		526, 200	550, 800		
	94		526, 900	551, 600		
	95		527, 700	552, 400		
	96		528, 500	553, 200		
	97		529, 200	554, 000		
	98		529, 900			
	99		530, 700			
	100		531, 500			
	101		532, 200			
	102		533, 000			
	103		533, 800			
	104		534, 600			
	105		535, 100			
	106		535, 900			
	107		536, 700			
	108		537, 500			
	109		538, 200			
定年前 再任用 短時間 勤務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 299, 900	円 351, 800	円 402, 800	円 470, 400	円 514, 700

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	円 215,000	円 251,800	円 282,000	円 305,900	円 351,200	円 376,200	円 395,100
	2	216,900	252,900	283,200	307,100	352,700	377,800	397,100
	3	218,800	253,800	284,500	308,300	354,300	379,400	399,100
	4	220,700	254,700	285,800	309,500	356,000	381,200	401,000
	5	222,600	255,600	287,000	310,600	357,400	382,800	402,900
	6	224,700	256,600	288,200	311,800	359,000	384,600	404,900
	7	226,900	257,600	289,400	313,000	360,600	386,400	406,900
	8	229,200	258,500	290,500	314,100	362,300	388,100	408,900
	9	231,500	259,400	291,600	315,600	363,800	389,700	411,000
	10	233,800	260,500	292,800	317,100	365,600	391,500	413,000
	11	236,100	261,700	294,000	318,500	367,400	393,300	415,000
	12	238,400	262,800	295,200	319,800	369,300	395,100	416,900
	13	240,600	263,800	296,400	321,300	371,100	396,900	418,800
	14	242,700	264,800	297,600	322,800	373,000	398,600	420,300
	15	244,300	265,900	298,700	324,400	374,900	400,300	421,800
	16	245,700	267,000	299,900	326,000	376,700	402,000	423,300
	17	246,900	268,100	301,100	327,700	378,600	403,800	424,500
	18	248,000	269,300	302,400	329,400	380,500	405,500	425,600
	19	249,000	270,600	303,700	331,100	382,400	407,200	426,700
	20	250,000	271,900	305,000	332,800	384,300	408,900	427,800
	21	251,000	273,200	306,300	334,600	386,100	410,400	428,900
	22	252,000	274,400	307,700	336,400	387,900	411,700	429,800
	23	253,000	275,500	309,000	338,200	389,700	413,000	430,700
	24	253,900	276,800	310,300	339,900	391,300	414,300	431,600
	25	255,000	278,100	311,600	341,600	393,200	415,800	432,500
	26	256,000	279,300	313,100	343,300	394,700	416,800	433,400
	27	257,000	280,600	314,600	345,000	396,200	417,900	434,300
	28	258,000	281,700	316,100	346,700	397,700	419,000	435,200
	29	259,000	282,800	317,600	348,400	399,100	420,000	436,200
	30	260,000	283,900	319,100	350,100	400,400	420,900	437,100
	31	261,000	285,100	320,600	351,800	401,700	421,800	437,900
	32	262,000	286,200	322,100	353,600	403,000	422,700	438,800
	33	263,100	287,300	323,700	355,400	404,300	423,700	439,800
	34	264,200	288,400	325,200	357,100	405,200	424,600	440,700
	35	265,300	289,500	326,700	358,800	406,100	425,400	441,600
	36	266,400	290,600	328,200	360,600	407,000	426,300	442,500
	37	267,500	291,700	329,600	362,300	407,900	427,300	443,300
	38	268,600	292,800	331,000	363,700	408,800	428,200	444,200
	39	269,700	294,000	332,300	365,100	409,700	429,100	445,100
	40	270,900	295,100	333,600	366,400	410,600	430,000	446,000

41	272, 200	296, 300	334, 800	367, 600	411, 400	430, 800	446, 900
42	273, 300	297, 500	336, 000	368, 900	412, 300	431, 600	447, 800
43	274, 400	298, 700	337, 200	370, 200	413, 100	432, 400	448, 700
44	275, 600	299, 900	338, 500	371, 500	414, 000	433, 200	449, 600
45	276, 800	301, 200	339, 700	372, 900	414, 800	434, 200	450, 500
46	278, 000	302, 500	341, 000	374, 100	415, 700	435, 000	451, 400
47	279, 200	303, 900	342, 400	375, 300	416, 600	435, 800	452, 300
48	280, 300	305, 300	343, 800	376, 400	417, 500	436, 600	453, 200
49	281, 300	306, 700	345, 100	377, 500	418, 200	437, 300	454, 100
50	282, 300	308, 100	346, 300	378, 300	419, 100	438, 100	455, 000
51	283, 300	309, 400	347, 500	379, 100	420, 000	438, 900	455, 900
52	284, 300	310, 800	348, 700	379, 900	420, 900	439, 700	456, 800
53	285, 400	312, 100	349, 900	380, 500	421, 700	440, 400	457, 700
54	286, 400	313, 400	351, 100	381, 300	422, 400	441, 200	458, 600
55	287, 400	314, 700	352, 300	382, 100	423, 100	442, 000	459, 500
56	288, 400	316, 000	353, 500	382, 900	423, 800	442, 800	460, 400
57	289, 400	317, 300	354, 700	383, 600	424, 700	443, 500	461, 300
58	290, 400	318, 600	355, 900	384, 300	425, 400	444, 300	462, 200
59	291, 500	319, 900	357, 100	385, 100	426, 100	445, 100	463, 100
60	292, 600	321, 200	358, 200	385, 900	426, 800	445, 900	464, 000
61	293, 700	322, 400	359, 200	386, 500	427, 700	446, 600	464, 800
62	294, 700	323, 700	360, 100	387, 300	428, 400	447, 400	465, 600
63	295, 900	325, 000	361, 000	388, 100	429, 100	448, 200	466, 400
64	297, 100	326, 300	361, 900	388, 900	429, 800	449, 000	467, 200
65	298, 300	327, 500	362, 800	389, 600	430, 700	449, 700	468, 000
66	299, 500	329, 000	363, 600	390, 400	431, 400	450, 500	468, 800
67	300, 700	330, 500	364, 400	391, 100	432, 100	451, 300	469, 600
68	301, 900	332, 000	365, 200	391, 900	432, 800	452, 100	470, 400
69	303, 100	333, 400	366, 200	392, 600	433, 700	452, 600	471, 300
70	304, 300	334, 700	366, 900	393, 400	434, 400	453, 300	
71	305, 400	336, 100	367, 600	394, 200	435, 100	454, 000	
72	306, 600	337, 500	368, 300	395, 000	435, 800	454, 700	
73	307, 800	338, 800	369, 100	395, 600	436, 700	455, 400	
74	309, 000	340, 200	369, 800	396, 300	437, 400		
75	310, 200	341, 500	370, 500	397, 000	438, 100		
76	311, 400	342, 900	371, 200	397, 700	438, 800		
77	312, 500	344, 300	372, 100	398, 500	439, 500		
78	313, 600	345, 600	372, 800	399, 200	440, 200		
79	314, 700	346, 800	373, 400	399, 900	440, 900		
80	315, 800	348, 000	374, 100	400, 600	441, 600		
81	316, 900	349, 200	375, 000	401, 500	442, 500		
82	317, 900	350, 300	375, 700	402, 200			
83	319, 000	351, 400	376, 400	402, 900			
84	320, 000	352, 500	377, 100	403, 600			

85	320, 900	353, 400	378, 000	404, 500
86	322, 000	354, 200	378, 700	405, 200
87	323, 100	355, 000	379, 400	405, 900
88	324, 300	355, 800	380, 100	406, 600
89	325, 300	356, 700	381, 000	407, 400
90	326, 500	357, 400	381, 700	408, 100
91	327, 700	358, 100	382, 400	408, 800
92	328, 800	358, 800	383, 100	409, 500
93	329, 800	359, 600	383, 900	410, 300
94	331, 000	360, 300	384, 600	411, 000
95	332, 200	361, 000	385, 300	411, 700
96	333, 400	361, 700	386, 000	412, 400
97	334, 600	362, 500	386, 800	413, 200
98	335, 800	363, 200	387, 500	413, 900
99	337, 000	363, 800	388, 200	414, 600
100	338, 100	364, 500	388, 900	415, 300
101	339, 200	365, 300	389, 700	415, 900
102	340, 300	366, 000	390, 400	416, 600
103	341, 400	366, 700	391, 100	417, 300
104	342, 500	367, 400	391, 800	418, 000
105	343, 400	368, 100	392, 600	418, 800
106	344, 400	368, 800	393, 300	
107	345, 400	369, 500	394, 000	
108	346, 400	370, 200	394, 700	
109	347, 400	371, 000	395, 400	
110	348, 300	371, 700	396, 100	
111	349, 200	372, 400	396, 800	
112	350, 100	373, 100	397, 500	
113	350, 900	373, 900	397, 800	
114	351, 800	374, 600	398, 400	
115	352, 700	375, 300	399, 000	
116	353, 600	376, 000	399, 600	
117	354, 600	376, 800	400, 100	
118	355, 500	377, 500	400, 600	
119	356, 400	378, 200	401, 100	
120	357, 300	378, 900	401, 600	
121	358, 300	379, 700	402, 300	
122	359, 200	380, 400	402, 800	
123	360, 100	381, 100	403, 300	
124	361, 000	381, 800	403, 800	
125	361, 700	382, 600	404, 500	
126	362, 500	383, 300	405, 000	
127	363, 300	384, 000	405, 500	
128	364, 100	384, 700	406, 000	

	129	364, 800	385, 500	406, 700				
	130	365, 500	386, 200					
	131	366, 200	386, 900					
	132	366, 900	387, 600					
	133	367, 600	388, 300					
	134	368, 300	389, 000					
	135	369, 000	389, 700					
	136	369, 700	390, 400					
	137	370, 400	391, 100					
	138	371, 100						
	139	371, 800						
	140	372, 500						
	141	373, 200						
	142	373, 900						
	143	374, 600						
	144	375, 300						
	145	376, 000						
定年前 再任用 短時間 勤 務 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		238, 200	267, 200	272, 400	282, 700	311, 000	352, 400	383, 200

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

職員給与関係	頁
令和6年職員給与実態調査の概要	55
第1表 給料表適用人員	57
第2表 給料表適用人員の推移	57
第3表 給料表別給与額等	58
第4表 給料表別、級別給料の月額等	60
第5表 給料表別、級別、号俸別人員	62
第6表 給料表別、級別、年齢別人員	78
第7表 給料表別、級別、経験年数別人員	80
第8表 給料表別、学歴別、性別人員構成	82
第9表 給料の特別調整額の支給状況	83
第10表 扶養手当の支給状況	84
第11表 住居手当の支給状況	85
第12表 通勤手当の支給状況	85
民間給与関係	
令和6年職種別民間給与実態調査の概要	87
第13表 産業別、企業規模別調査事業所数	89
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	89
第15表 職種別給与額等	90
第16表 賞与の配分状況	96
第17表 家族手当の支給状況	96

職 員 給 与 関 係

令和6年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するに当たっての基礎資料を得るため、令和6年4月1日を基準日として、職員給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、消防職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、医療職給料表（一）及び医療職給料表（二））の適用を受ける職員を対象とした（職員の給与に関する条例附則第46項により給料月額が決定される職員、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、無給休職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員等は、調査の対象としていない。）。

3 調査の内容

給料表適用人員、給与額、経験年数、年齢、学歴等について調査した。

第1表 給料表適用人員

給料表 部局名	行政職	消防職	教育職(一)	教育職(二)	医療職(一)	医療職(二)	計
	人	人	人	人	人	人	人
市長部局	4,706				13	4	4,723
消防局	7	1,098					1,105
教育委員会	410						410
高等学校	16		197				213
特別支援学校	4		67				71
中等教育学校	4		58				62
小・中学校	224			4,282			4,506
幼稚園				2			2
その他	82						82
計	5,453	1,098	322	4,284	13	4	11,174

第2表 給料表適用人員の推移

年 月 項 目	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
人員	11,078人	11,115人	11,256人	11,236人	11,174人
指数	100.0	100.3	101.6	101.4	100.9
対前年増減数 (同増減率)	+15 (+0.1%)	+37 (+0.3%)	+141 (+1.3%)	△20 (△0.2%)	△62 (△0.6%)

(注) 指数については、令和2年4月の人員数を100としている。

第3表 給料表別給与額等

給料表 給与額等		行政職	消防職	教育職(一)
職 員 数		5,453 人	1,098 人	322 人
扶養親族を有する職員数		1,912 人	724 人	146 人
扶 養 親 族 数		3,608 人	1,560 人	268 人
給 料 総 額		1,762,201,600 円	355,895,100 円	123,402,070 円
扶 養 手 当 総 額		37,211,500 円	15,663,000 円	2,790,500 円
給料の特別調整額総額		58,441,300 円	7,007,400 円	887,300 円
地 域 手 当 総 額		112,067,604 円	22,797,582 円	7,624,642 円
住 居 手 当 総 額		45,933,800 円	7,435,900 円	2,576,700 円
そ の 他		634,000 円	108,000 円	3,798,475 円
給 与 総 額		2,016,489,804 円	408,906,982 円	141,079,687 円
職員一人当たり平均	給 料 額	323,162 円	324,130 円	383,236 円
	扶 養 手 当 額	6,824 円	14,265 円	8,666 円
	給料の特別調整額	10,717 円	6,382 円	2,756 円
	地 域 手 当 額	20,552 円	20,763 円	23,679 円
	住 居 手 当 額	8,424 円	6,772 円	8,002 円
	そ の 他	116 円	98 円	11,797 円
	給 与 額	369,795 円	372,411 円	438,136 円
平 均 経 験 年 数		18.3 年	18.9 年	21.7 年
平 均 修 学 年 数		15.1 年	14.1 年	15.9 年
平 均 年 齢		40.6 歳	40.0 歳	44.8 歳

- (注) 1 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう(第10表において同じ。)
2 消防職の「給料額」には、給料の調整額を含む(第4表における「給料」について同じ。)
3 教育職(一)及び教育職(二)の「給料額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む(第4表における
4 「その他」は、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時
5 「給与額」は「給与総額」を「職員数」で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

教 育 職 (二)	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	計
4,284 人	13 人	4 人	11,174 人
1,376 人	5 人	1 人	4,164 人
2,596 人	9 人	3 人	8,044 人
1,515,553,931 円	6,498,000 円	1,515,700 円	3,765,066,401 円
26,670,000 円	106,500 円	45,000 円	82,486,500 円
19,538,500 円	956,100 円	0 円	86,830,600 円
93,703,947 円	1,209,696 円	93,642 円	237,497,113 円
32,526,500 円	110,400 円	0 円	88,583,300 円
23,031,000 円	1,585,500 円	0 円	29,156,975 円
1,711,023,878 円	10,466,196 円	1,654,342 円	4,289,620,889 円
353,771 円	499,846 円	378,925 円	336,949 円
6,225 円	8,192 円	11,250 円	7,382 円
4,561 円	73,546 円	0 円	7,771 円
21,873 円	93,054 円	23,411 円	21,254 円
7,593 円	8,492 円	0 円	7,928 円
5,376 円	121,962 円	0 円	2,609 円
399,399 円	805,092 円	413,586 円	383,893 円
17.4 年	25.5 年	28.3 年	18.1 年
16.0 年	18.0 年	14.5 年	15.3 年
40.3 歳	50.3 歳	53.1 歳	40.6 歳

「給料」について同じ。）。
制通信教育手当である。

第4表 給料表別、級別給料の月額等

行政職給料表							消防職			
区 分		人 員	1人当たり平均				区 分		人 員	給 料
			給 料	年 齢	経験年数	修学年数				
級		人	円	歳	年	年	級		人	円
	1	2,195	242,107	29.9	7.5	15.3		1	406	246,181
	2	829	324,761	40.1	17.8	15.2		2	325	340,181
	3	1,367	373,208	49.0	27.3	14.5		3	239	380,390
	4	362	395,222	49.5	27.2	14.9		4	41	397,227
	5	378	422,191	52.3	30.0	15.1		5	53	425,596
	6	163	445,147	53.8	31.1	15.4		6	20	447,535
	7	129	473,179	55.0	32.2	15.7		7	13	475,169
	8	30	503,927	57.2	34.5	15.9		8	1	502,900
	計	5,453	323,162	40.6	18.3	15.1		計	1,098	324,130

教育職給料表（二）							医療職			
区 分		人 員	1人当たり平均				区 分		人 員	給 料
			給 料	年 齢	経験年数	修学年数				
級		人	円	歳	年	年	級		人	円
	1	0	—	—	—	—		1	2	396,200
	2	3,833	344,458	38.8	15.8	16.0		2	6	492,217
	特2	73	418,797	48.6	25.4	16.0		3	3	540,367
	3	195	424,583	51.4	28.3	16.0		4	2	565,600
	4	183	447,426	56.9	34.0	16.0		5	0	—
	計	4,284	353,771	40.3	17.4	16.0		計	13	499,846

給 料 表			教 育 職 給 料 表 (一)						
1 人 当 たり 平 均			区 分		人 員	1 人 当 たり 平 均			
年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数				給 料	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年	級		人	円	歳	年	年
28.1	6.9	14.5		1	3	287,352	38.4	12.4	16.0
41.4	20.0	14.0		2	298	379,178	44.3	21.2	15.9
51.5	31.2	13.3		特2	6	442,737	49.8	27.3	16.0
49.3	27.5	14.6		3	11	452,655	53.3	30.5	16.0
53.0	32.0	14.2		4	4	477,325	58.0	35.0	16.0
54.9	33.5	14.4							
57.2	36.0	14.8							
57.4	34.9	16.0							
40.0	18.9	14.1		計	322	383,236	44.8	21.7	15.9

給 料 表 (一)			医 療 職 給 料 表 (二)						
1 人 当 たり 平 均			区 分		人 員	1 人 当 たり 平 均			
年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数				給 料	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年	級		人	円	歳	年	年
34.5	8.6	18.0		1	0	—	—	—	—
48.2	23.8	18.0		2	2	353,550	50.9	22.9	14.0
58.8	34.4	18.0		3	1	396,500	56.2	33.2	16.0
59.5	34.1	18.0		4	1	412,100	54.4	34.1	14.0
—	—	—		5	0	—	—	—	—
				6	0	—	—	—	—
				7	0	—	—	—	—
50.3	25.5	18.0		計	4	378,925	53.1	28.3	14.5

第5表 給料表別、級別、号俸別人員

その1 行政職給料表(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

適用者総数 5,453人

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5	10		1					
6		2						
7								
8	5	1						
9	10				1			
10	1	1	1					
11	5							
12	7	4						
13	3	31	9					
14	2	3	2					
15	20	1	1					
16	10	4	1					
17	4	4	1					1
18	5	3	7					
19	7	2	2					
20	10	5	2					
21	7	12	4					
22	10	16	4					
23	36	3	6					
24	11	4	4					
25	63	17	4	1				
26	21	24	6	1				
27	14	8	10					
28	86	16	6	1				
29	14	7	1	1				
30	44	26	5				1	
31	6	15	14					
32	97	15	7	2				
33	37	17	6					
34	23	26	6	2				
35	11	12	14	6				
36	94	15	13	3	1			
37	12	11	10	6				
38	23	28	10	3	3			
39	27	17	14	3	1			
40	79	17	8	3	3			
41	25	20	13	4	5			
42	30	21	10	2	1		1	2
43	20	10	6	8	2	1	2	1
44	72	10	21	2	3		1	1
45	32	18	16	2	3		2	2
46	22	17	13	5	5		6	2
47	37	16	12	7	6	1	7	2
48	40	10	11	3	11	1	10	1
49	75	18	10	6	13	1	1	4
50	14	5	13	3	8	2	3	2
51	37	9	14	3	10	2	4	3
52	28	16	13	5	8	2	11	4
53	83	7	15	4	12	1	3	
54	31	5	13	4	17	1	14	1
55	23	5	6	6	9	2	7	1
56	55	11	23	1	17	3	8	
57	62	15	16	6	16	7	5	
58	44	11	18	4	12	2	3	2
59	33	9	15	9	20	10	3	1
60	39	11	21	4	23	8	3	

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8
61	48	16	22	3	20	7	4	
62	35	12	15	8	6	9	4	
63	43	7	18	5	18	5	5	
64	37	11	20	6	18	9		
65	39	6	30	3	8	13	1	
66	28	8	25	5	10	10	4	
67	18	7	28	5	15	9	3	
68	38	16	19	5	8	11	2	
69	29	14	41	11	9	3	2	
70	29	17	21	3	14	5	5	
71	11	9	19	6	4	3	2	
72	26	13	29	6	4	14	1	
73	28	5	27	11	6	2	1	
74	20	8	25	3	2	6		
75	9	10	25	6	2	2		
76	20	17	23	4	2	1		
77	22	5	25	8	1	10		
78	11	5	30	6				
79	13	8	14	2	3			
80	8	8	21	8	1			
81	12	5	21	7				
82	7	3	29	10	1			
83	5	5	21	5				
84	6	3	24	5				
85	9		39	4	16			
86	3		26	4				
87	4		13	10				
88	1		22	5				
89	2		23	6				
90	5		20	2				
91			14	6				
92	2		12	4				
93	2		17	6				
94	2		16	4				
95	3		23	5				
96	1		18	2				
97	3		25	4				
98			11	4				
99			10	4				
100			6	2				
101			4					
102			10					
103				2				
104			2					
105				27				
106			3					
107			1					
108			1					
109			1					
110			4					
111			1					
112			1					
113								
114			2					
115								
116			1					
117			11					
計	2,195	829	1,367	362	378	163	129	30

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号俵の位置を示す(以下その6まで同じ。)

その2 消防職給料表(消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 1,098人

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5	9							
6								
7								
8								
9	7							
10								
11	4							
12	3							
13	2		1					
14	3							
15								
16	2							
17								
18	2							
19	4	2						
20	4	1						
21	24	1						
22	2	2						
23	3							
24	12							
25	3	1	1					
26	1	4	2					
27	5	2						
28	14		1					
29	3	2						
30	5		1					
31		3						
32	16	1						
33	2	4						
34	1		1	1				
35	2	5			1			
36	21	4	1					
37	7	2						
38	4	5	1	1				1
39	1	6	1	1	1			
40	17	7		1			4	
41	4	2	1	1	2			
42	5	6						
43	9	9			1			
44	4	6	3		2			
45	20	5						
46	1	11						
47	14	9	1		1			
48	3	5	2		3			
49	19	5	2		2	1	1	
50	3	9	2			1		
51	14	7	2				1	
52	3	5	2	1	5		1	
53	9	5	3	2	1		2	
54	6	9	4	1	1	1		
55	14	6	3	1	1	1	1	
56	5	10	9	2	2			
57	11	7	6		2	2	1	
58		6	9		6		1	
59	7	3	5					
60	4	6		2	3	3		

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8
61	7	6	7	1	3	1		
62	1	6	6	2		1		
63	16	5	3		2	3	1	
64	3	5	9			1		
65	4	6	5	1	5	2		
66	2	4	5	1	4			
67	9	8	4	1	1			
68	2	5	11		2	2		
69	2	10	9	4		1		
70	1	1	6	1	1			
71	5	4	6	2	1			
72	2	4	6	1				
73	2	5	8	1				
74	3	5	11	1				
75	3	4	2					
76			8	2				
77	2	5	3	3				
78		2	8	1				
79	2	2	7	2				
80	1	5	12					
81		2	5					
82		4	2					
83	1	1	7	1				
84		2	5	1				
85		6	9					
86		1						
87		6	2					
88		2	1	1				
89		9	3					
90		3	1					
91		9	3					
92		2						
93		1	1					
94		1						
95		1						
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	406	325	239	41	53	20	13	1

その3 教育職給料表(一) (高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用)

適用者総数 322人

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		3			
8					
9					
10		3			
11					
12					
13					
14		4			
15					
16					
17		1			
18		1			
19		1			
20		2			
21					
22		1			
23		1			
24		1			
25					
26		6			
27		3			
28		2			
29		1			
30		6			
31		1			
32		3			
33					
34		2			
35		3			
36		2			
37		1			1
38		3			
39		2			1
40		1			
41		3			2
42		2			
43		4			
44		1			
45		2			
46		1			
47		3			
48		1			
49		2			
50		1			
51		2			
52		1			
53		1			
54		1			
55					
56	1	1			
57		1			
58					
59		1		1	
60		1			

号俵 \ 級	1	2	特2	3	4
61					
62		1		1	
63		2		1	
64		2		1	
65		1			
66				1	
67		3			
68		1			
69		3			
70		3		1	
71					
72		4		1	
73		6		1	
74	1	3			
75		3			
76		4			
77					
78		3			
79		1			
80					
81				3	
82		1			
83		2			
84		1			
85	1	2			
86		1	1		
87		2			
88		4			
89		1			
90		2			
91					
92			1		
93		3			
94		2			
95		3	1		
96		1			
97		1			
98		1	1		
99		1	1		
100		2			
101		1			
102		1	1		
103		2			
104		1			
105		2			
106		3			
107					
108		2			
109		2			
110					
111					
112		3			
113		1			
114					
115		2			
116		1			
117		1			
118		4			
119		2			
120		1			

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
121					
122		2			
123		3			
124		3			
125					
126		3			
127					
128		2			
129					
130		3			
131		2			
132		5			
133		3			
134		4			
135		1			
136		2			
137					
138		1			
139		2			
140		5			
141		2			
142		1			
143		5			
144					
145		1			
146		5			
147		5			
148		7			
149		3			
150		5			
151					
152		5			
153		3			
154		1			
155					
156		1			
157		1			
158		1			
159		1			
160		1			
161					
162					
163					
164					
165		27			
計	3	298	6	11	4

その4 教育職給料表(二) (幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用)

適用者総数 4,284人

号俸	級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19			91			
20						
21			1			
22			74			
23			11			
24			14			
25			6			
26			93			
27			12			
28			21			2
29			12			1
30			100			5
31			17			25
32			30			1
33			10			2
34			94			4
35			17			31
36			45			3
37			13			15
38			91			11
39			19			5
40			37			12
41			12			66
42			73			
43			14			
44			36			
45			16			
46			79			
47			8		1	
48			41			
49			17			
50			25			
51			20		1	
52			34			
53			33			
54			29			
55			37			
56			27	1		
57			36			
58			14			
59			37			
60			39			

級 号俵	1	2	特2	3	4
61		37		1	
62		27			
63		32		2	
64		41	1	1	
65		17		1	
66		33		3	
67		13	1	2	
68		19		1	
69		25	4	2	
70		52		2	
71		18	2	2	
72		37	1		
73		18	2	5	
74		49	1	5	
75		25	1	3	
76		50		8	
77		42	3	5	
78		39	2	8	
79		31	1	4	
80		42	1	1	
81		35	1	3	
82		31	1	5	
83		33	4	2	
84		38	1	6	
85		15	2	14	
86		26	3	4	
87		18	3	6	
88		10		9	
89		33	1	6	
90		12	1	3	
91		24	1	3	
92		13		11	
93		27		1	
94		23	3	8	
95		20		2	
96		21		2	
97		24	2	52	
98		14	1		
99		22			
100		15	1		
101		28	2		
102		23			
103		32			
104		23	1		
105		26			
106		22	3		
107		30			
108		18	2		
109		29			
110		16			
111		12			
112		8	3		
113		20	1		
114		10			
115		17			
116		13	1		
117		11			
118		9			
119		19	2		
120		12			

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
121		8	12		
122		20			
123		6			
124		13			
125		10			
126		7			
127		13			
128		17			
129		9			
130		6			
131		5			
132		15			
133		13			
134		8			
135		9			
136		16			
137		5			
138		14			
139		10			
140		9			
141		10			
142		7			
143		13			
144		6			
145		6			
146		6			
147		7			
148		7			
149		7			
150		3			
151		5			
152		4			
153		7			
154		6			
155		14			
156		1			
157		8			
158		4			
159		12			
160		5			
161		8			
162		4			
163		6			
164		3			
165		8			
166		5			
167		4			
168		5			
169		5			
170		3			
171		12			
172		3			
173		502			
計	0	3,833	73	195	183

その5 医療職給料表(一) (保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 13人

号俸 \ 級	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32	1				
33					
34					
35		1			
36	1				
37					
38					
39		1			
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					

級 号俸	1	2	3	4	5
61					
62					
63					
64					
65		1			
66					
67					
68					
69				1	
70		2			
71					
72					
73					
74				1	
75			1		
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87			1		
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94		1			
95					
96					
97			1		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
計	2	6	3	2	0

その6 医療職給料表(二) (保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 4人

号俸	級	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								

号俵 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80		1					
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100					1		
101		1					
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116				1			
117							
118							
119							
120							

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
計	0	2	1	1	0	0	0

第6表 給料表別、級別、年齢別人員

給料表	年齢 級	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
行政職	1	4	11	35	20	116	131	150	157	123	143	149	152	131	130	138	115	113	119	70	47	35
	2														26	35	32	31	42	69	68	54
	3															9	9	20	16	24	34	37
	4																			1	5	5
	5													1								
	6																					
	7																					
	8																					
	計	4	11	35	20	116	131	150	157	123	143	149	152	132	156	182	156	164	177	164	154	131
消防職	1	6	3	16	5	29	22	25	24	28	30	35	38	40	28	31	16	13	7	2	6	1
	2													1	4	6	4	11	12	14	30	27
	3															1			3	3	1	
	4																					
	5																					
	6																					
	7																					
	8																					
	計	6	3	16	5	29	22	25	24	28	30	35	38	41	32	38	20	24	22	19	37	28
教育職(一)	1													1					1			
	2					3	3	4	3	4	8	10	9	7	11	9	4	2	6	7	8	5
	特2																					
	3																					
	計					3	3	4	3	4	8	10	9	8	11	9	4	2	7	7	8	5
教育職(二)	1																					
	2					63	102	131	170	151	166	138	150	138	113	98	124	139	151	123	98	111
	特2																					
	3																					
	計					63	102	131	170	151	166	138	150	138	113	98	124	139	151	123	98	111
医療職(一)	1																	2				
	2																					
	3																					
	4																					
	計																	2				
医療職(二)	1																					
	2																					
	3																					
	4																					
	5																					
	6																					
	計																					
総計		10	14	51	25	211	258	310	354	306	347	332	349	319	312	327	304	331	357	313	297	275

(単位:人、歳)

39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 以上	計	平均 年齢
20	15	5	5	5	7	7	10	6	1	6	1	2	4	2	2	1	1	1		2	3	2,195	29.9
48	53	52	51	57	49	65	46	41	4	5		1										829	40.1
41	41	45	27	34	36	27	40	41	74	85	100	96	100	92	74	48	66	46	51	54		1,367	49.0
4	11	11	23	14	22	12	15	23	26	16	26	20	17	20	16	11	23	13	13	15		362	49.5
		3	6	13	9	8	13	14	22	25	32	26	21	31	25	24	33	24	25	23		378	52.3
				1			3	8	11	11	9	12	9	13	11	16	18	22	7	12		163	53.8
		1						1	1	5	9	10	8	13	11	9	19	13	13	16		129	55.0
	1													2		1	4	4	11	7		30	57.2
113	121	117	112	124	123	119	127	134	139	153	177	167	159	173	139	110	164	123	120	129	3	5,453	40.6
1																						406	28.1
26	26	14	30	21	22	13	12	18	34													325	41.4
2	3	2	6	3	3		6	4	3	33	23	22	24	26	15	13	12	14	6	11		239	51.5
1		2	2	1	3	3	3	3	3	3	2	1	1	4	2	1	5			1		41	49.3
			1		1	2	4	1	2	1	4	3	4	5	3	5	6	6	3	2		53	53.0
										2	1		2	2	3	3	1	2	2	2		20	54.9
													1		1		3	3	3	2		13	57.2
																		1				1	57.4
30	29	18	39	25	29	18	25	26	42	39	30	26	32	37	24	22	27	26	14	18		1,098	40.0
										1												3	38.4
7	7	3	10	10	6	4	5	7	6	8	11	13	12	12	10	11	9	14	9	21		298	44.3
								1		2	2	1										6	49.8
								1		2	1	1				3	1	2				11	53.3
																	1	1	1	1		4	58.0
7	7	3	10	10	6	4	5	9	6	13	14	15	12	12	10	14	11	17	10	22		322	44.8
																						0	—
87	86	104	87	92	82	70	48	71	57	70	61	75	63	63	62	62	92	95	112	126	2	3,833	38.8
	2	5	4	4	6	6	6	6	4	1	4	4	5	2	2	3	3	2	2	2		73	48.6
			3	5	4	10	6	10	15	10	25	14	18	21	15	16	10	9	2	2		195	51.4
												5	9	8	13	23	25	24	31	45		183	56.9
87	88	109	94	101	92	86	60	87	76	81	90	98	95	94	92	104	130	130	147	175	2	4,284	40.3
																						2	34.5
1		1							1	1		1							1			6	48.2
																	1	1			1	3	58.8
																			1		1	2	59.5
																						0	—
1		1							1	1		1					1	1	2		2	13	50.3
																						0	—
											1	1										2	50.9
																	1					1	56.2
															1							1	54.4
																						0	—
																						0	—
																						0	—
											1	1			1		1					4	53.1
238	245	248	255	260	250	227	217	256	264	287	312	308	298	316	266	250	334	297	293	344	7	11,174	40.6

第7表 給料表別、級別、経験年数別人員

給料表	級	経験年数																				
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
行政職	1	122	132	179	160	149	144	170	167	165	145	130	108	95	108	58	52	31	19	9	4	9
	2									1	39	31	41	54	56	71	62	57	42	36	52	42
	3								1		3	15	18	26	31	40	43	49	28	43	25	32
	4															3	10	5	12	16	19	14
	5									1								1	1	1	8	15
	6																					1
	7																				1	
	8																	1				
	計	122	132	179	160	149	144	170	168	167	187	176	167	175	195	172	167	144	102	105	109	113
消防職	1	34	20	26	21	32	31	34	33	38	21	38	23	27	9	8	7	4				
	2									1	4	3	6	13	17	12	20	21	23	27	24	18
	3											1			1	3	1	1	6	4	1	3
	4																1	1	1	2		2
	5																				1	1
	6																					
	7																					
	8																					
	計	34	20	26	21	32	31	34	33	39	25	42	29	40	27	23	29	27	30	33	26	24
教育職(一)	1								1				1							1		
	2	3	3	5	3	8	6	15	7	10	11	5	3	2	7	7	9	6	8	8	5	10
	特2																					
	3																					
	4																					
教育職(二)	計	3	3	5	3	8	6	15	8	10	11	5	4	2	7	7	9	6	8	9	5	10
	1																					
	2	73	114	148	167	169	166	148	157	131	114	118	134	144	156	117	108	99	88	107	102	103
	特2															1	1		1	4	3	8
	3																1		2	1	1	3
医療職(一)	4																					
	5																					
	計									1	1					1	1					
	1																					
	2																					
医療職(二)	3																					
	4																					
	5																					
	6																					
	7																					
総計		232	269	358	351	358	347	367	366	348	338	341	334	361	385	321	316	276	231	259	246	261

(単位:人、年)

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41 以上	計	平均 経験 年数
2	10	9	1	1	3	6	1	3	1		1	1									2,195	7.5
35	43	25	31	34	24	21	15	14	1	2											829	17.8
28	27	23	31	38	37	47	63	68	68	92	89	98	59	68	50	37	27	20	21	22	1,367	27.3
19	17	6	12	25	20	15	17	15	20	12	13	19	10	20	15	8	4	5	5	6	362	27.2
17	13	12	16	9	19	22	21	25	18	22	24	15	31	16	22	16	10	7	9	7	378	30.0
1	4	2	7	16	6	8	14	10	4	7	12	13	16	14	13	5	4	3	3		163	31.1
				3	5	3	11	14	6	18	11	10	13	11	10	5	2	3	2	1	129	32.2
										3		6		6	11	2				1	30	34.5
102	114	77	98	126	114	122	142	149	118	156	150	162	129	135	121	73	47	38	40	37	5,453	18.3
																					406	6.9
26	16	14	15	18	2	9	5	14	17												325	20.0
5	5	2	1	4	3	7	5	8	18	32	24	28	15	14	14	3	11	9	4	6	239	31.2
1	4	2	3	2	1	2		2	2	2	2	2	2	3	2		2				41	27.5
	1	3	2		2	1	1	5	5	4	3	2	2	3	5	4	4	3	1		53	32.0
			1			2	1		3	1	1			3	1	4	1	1	1		20	33.5
									1		1		3	1	1	2	1	2	1		13	36.0
													1								1	34.9
32	26	21	22	24	8	21	12	29	46	39	31	32	23	24	23	13	19	15	7	6	1,098	18.9
																					3	12.4
6	4	7	5	8	8	12	11	13	9	9	8	12	14	9	11	9	1	1			298	21.2
				1	1	1	2	1													6	27.3
				1	1	3					1	3	2								11	30.5
												1	1		2						4	35.0
6	4	7	5	10	10	16	13	14	9	9	9	16	17	9	13	9	1	1			322	21.7
																					0	—
76	71	62	72	55	52	69	53	66	59	53	56	71	116	87	105	43	2	2			3,833	15.8
3	7	6	5	4	3	4	2	3	4	2	2	2	4	1	1	2					73	25.4
3	9	10	11	13	18	14	20	12	17	16	14	15	12	1	2						195	28.3
			1			1	3	10	7	13	14	30	27	27	40	10					183	34.0
82	87	78	89	72	73	88	78	91	87	84	86	118	159	116	148	55	2	2			4,284	17.4
																					2	8.6
			1		1	1									1						6	23.8
										1			1				1				3	34.4
												1		1							2	34.1
																					0	—
			1		1	1				1		1	1	1	1		1				13	25.5
																					0	—
1			1																		2	22.9
												1									1	33.2
													1								1	34.1
																					0	—
																					0	—
																					0	—
1			1									1	1								4	28.3
223	231	183	216	232	206	248	245	283	260	289	276	330	330	285	306	150	70	56	47	43	11,174	18.1

第8表 給料表別、学歴別、性別人員構成

学歴別 給料表 ・性別		学 歴 別 人 員 構 成								性別人員構成	
		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒			
		人 員	率	人 員	率	人 員	率	人 員	率	人 員	率
全	男	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	女	4,883	79.7	128	2.1	1,110	18.1	5	0.1	6,126	54.8
	計	4,108	81.4	542	10.7	397	7.9	1	0.0	5,048	45.2
行 政 職	男	8,991	80.5	670	6.0	1,507	13.5	6	0.1	11,174	100.0
	女	2,163	75.1	110	3.8	606	21.0	3	0.1	2,882	52.9
	計	1,701	66.2	484	18.8	385	15.0	1	0.0	2,571	47.1
消 防 職	男	3,864	70.9	594	10.9	991	18.2	4	0.1	5,453	100.0
	女	553	51.8	13	1.2	500	46.8	2	0.2	1,068	97.3
	計	16	53.3	2	6.7	12	40.0	0	0.0	30	2.7
教育職(一)	男	569	51.8	15	1.4	512	46.6	2	0.2	1,098	100.0
	女	204	97.6	1	0.5	4	1.9	0	0.0	209	64.9
	計	111	98.2	2	1.8	0	0.0	0	0.0	113	35.1
教育職(二)	男	315	97.8	3	0.9	4	1.2	0	0.0	322	100.0
	女	1,956	99.8	4	0.2	0	0.0	0	0.0	1,960	45.8
	計	2,273	97.8	51	2.2	0	0.0	0	0.0	2,324	54.2
医療職(一)	男	4,229	98.7	55	1.3	0	0.0	0	0.0	4,284	100.0
	女	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	53.8
	計	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	46.2
医療職(二)	男	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	13	100.0
	女	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	1	25.0	3	75.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0

(注)1 学歴は、給与決定上の学歴である。

2 端数処理の関係上、学歴別人員構成の率の欄の合計が100%とならない場合がある。

第9表 給料の特別調整額の支給状況

区分 受給職員	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	7 種	計	受給職員 1人あたり 平均手当額 月
給料表 適用職員	人 26	人 36	人 85	人 408	人 247	人 185	人 204	人 1,191	円 72,906
行政職 給料表 適用職員	25	34	73	365	203			700	83,488

(注) 各区分に該当する職は以下のとおりである。

1 種 ・ ・ ・ ・ ・ 危機管理監、局長、区長等

2 種 ・ ・ ・ ・ ・ 理事、次長、副区長等

3 種 ・ ・ ・ ・ ・ 部長等

4 種 ・ ・ ・ ・ ・ 参事、課長等

5 種 ・ ・ ・ ・ ・ 主幹、高等学校長、中等教育学校長、特別支援学校長等

6 種 ・ ・ ・ ・ ・ 小中学校校長、高等学校副校長、特別支援学校副校長、幼稚園長

7 種 ・ ・ ・ ・ ・ 高等学校教頭、中等教育学校教頭、特別支援学校教頭、
中学校副校長、小中学校教頭、幼稚園副園長

第10表 扶養手当の支給状況

その1 受給職員数及び平均扶養親族数

区分 受給職員	受給職員数	扶養親族 1人	扶養親族 2人	扶養親族 3人	扶養親族 4人以上	受給職員1人 当たり平均 扶養親族数
給料表 適用職員	4,164人	1,545人	1,574人	832人	213人	1.93人
行政職 給料表 適用職員	1,912	743	721	367	81	1.89

その2 扶養親族数及び平均手当月額

区分 受給職員	扶養親族数	配偶者	子	うち特定 期間にある子	左記以外の 扶養親族	受給職員1人 当たり平均 手当月額
		6,500円	10,000円	+5,000円	6,500円	
給料表 適用職員	8,044人	1,606人	6,273人	1,649人	165人	19,809円
行政職 給料表 適用職員	3,608	728	2,797	794	83	19,462

(注) 「特定期間にある子」とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第11表 住居手当の支給状況

区 分 住居の種類 及び手当額		受給職員数		受給職員1人当たり平均手当月額	
		給料表 適用職員	行政職 給料表 適用職員	給料表 適用職員	行政職 給料表 適用職員
借家・借間	6,600円未満	人 0	人 0	円 27,081	円 27,068
	6,600円以上10,600円未満	1	1		
	10,600円以上27,600円未満	478	245		
	27,600円	2,792	1,451		
	計	3,271	1,697	-	-

第12表 通勤手当の支給状況

区 分		受給職員	給料表適用職員	行政職給料表 適用職員
交通機関等 利用者	受給職員数	3,273 人	2,824 人	
	1人当たり平均手当月額	11,591 円	11,663 円	
交通用具 使用者	受給職員数	6,848 人	1,731 人	
	1人当たり平均手当月額	7,561 円	7,428 円	
交通機関等及 び交通用具の 併用者	受給職員数	473 人	434 人	
	1人当たり平均手当月額	16,562 円	16,474 円	
非該当職員数		580 人	464 人	
計		11,174 人	5,453 人	

民 間 給 与 関 係

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を民間の給与と比較検討するに当たっての基礎資料を得るため、仙台市内の民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、宮城県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和6年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の仙台市内における全産業579事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3(1)に記載した仙台市内の民間事業所を産業、規模等によって17層に層化し、これらの層から151事業所を無作為に抽出した。調査の完了した事業所は第13表に示すとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 調査実人員

調査実人員及び調査職種該当者(母集団)の推定数は、次のとおりである。

調査実人員	5,315人	(うち初任給関係職種	177人)
-------	--------	------------	-------

調査職種該当者(母集団)	30,890人	(うち初任給関係職種	665人)
--------------	---------	------------	-------

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元した。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所 131	事業所 38	事業所 26	事業所 17	事業所 40	事業所 10
農業、林業	業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	業	25	6	5	5	5	4
製造業	業	19	6	4	2	7	0
電気・ガス・熱供給・水道業	業	28	6	7	3	11	1
情報通信業、郵便業	業						
卸売業、小売業	業	18	5	4	1	7	1
金融業、保険業	業	7	5	1	0	1	0
不動産業、物品賃貸業	業						
教育、学習支援業	業	34	10	5	6	9	4
医療、福祉	業						
各種サービス業	業						

(注) 上記のほか、調査実施に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が20事業所あった。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種		学歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	円 215,486	円 218,916	円 203,566	円 190,613
		短大卒	193,493	197,667	180,848	160,091
		高校卒	182,058	185,119	175,289	160,336
	新卒技術者	大学卒	228,537	231,720	206,322	217,813
		短大卒	212,266	213,803	194,660	—
		高校卒	193,940	196,891	178,098	185,000
	事務・技術計	大学卒	219,085	222,627	204,171	195,147
		短大卒	199,349	203,261	183,103	160,091
		高校卒	185,934	189,162	176,092	164,447

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当等の所定外給与のほか、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

第15表 職種別給与額等

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額		
				きまって支給する		(a)-(b)
				給 与 (a)	うち時間外手当(b)	
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	14	55.3	817,931	391	817,540
	工 場 長	1	x	x	x	x
	事 務 部 長	163	53.4	652,465	1,184	651,281
	技 術 部 長	117	54.3	768,048	6,766	761,282
	事 務 部 次 長	78	54.2	610,141	787	609,354
	技 術 部 次 長	64	54.0	717,294	796	716,498
	事 務 課 長	310	51.2	617,843	18,404	599,439
	技 術 課 長	258	49.2	697,529	28,010	669,519
	事 務 課 長 代 理	172	47.1	563,628	59,107	504,521
	技 術 課 長 代 理	91	46.8	622,539	22,263	600,276
	事 務 係 長	344	45.7	462,854	50,270	412,584
	技 術 係 長	187	45.6	521,381	91,780	429,601
	事 務 主 任	237	41.6	407,006	51,429	355,577
	技 術 主 任	272	42.7	504,901	93,776	411,125
	事 務 係 員	1,316	37.3	333,724	38,726	294,998
	技 術 係 員	945	33.8	371,922	59,883	312,039
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—
	守 衛	—	—	—	—	—
	用 務 員	4	44.7	309,993	31,686	278,307

(注) 1 「中間職(部長－課長間)」、「中間職(課長－係長間)」、「中間職(係長－係員間)」とは、それぞれ()内
られる者をいう。

2 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職8級 企業規模100人以上500人未満 行政職7級 企業規模100人未満 行政職6級
構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職7級 企業規模100人以上500人未満 行政職6・5級 企業規模100人未満 行政職5級
{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	
{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	企業規模500人以上 行政職6・5級 企業規模100人以上500人未満 行政職4・3級 企業規模100人未満 行政職4・3級
{ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	
{ 係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職4・3級 企業規模100人以上500人未満 行政職2級 企業規模100人未満 行政職2級
{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等 と認められる主任 中間職(係長－係員間)	
	行政職1級
見習、外国語の電話交換手を除く。	

役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が()内の役職の間に位置付け

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額		
				きまって支給する		(a)-(b)
				給 与 (a)	うち時間外手当(b)	
		人	歳	円	円	円
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	1	x	x	x	x
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 長	2	63.5	691,134	0	691,134
	大 学 教 授	30	58.2	656,822	482	656,340
	大 学 准 教 授	26	49.6	535,083	521	534,562
	大 学 講 師	19	44.7	489,516	0	489,516
	大 学 助 教	12	37.8	468,483	1,692	466,791
	高 等 学 校 校 長	1	x	x	x	x
	高 等 学 校 教 頭	5	55.0	574,790	0	574,790
	高 等 学 校 教 諭	33	42.7	460,746	12,336	448,410
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—
	研 究 部（課）長	10	47.8	554,046	36,246	517,800
	研 究 室（係）長	18	45.8	527,118	91,001	436,117
	主 任 研 究 員	27	47.7	474,021	65,644	408,377
	研 究 員	32	34.4	333,104	38,280	294,824
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

備	考
構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額		
				きまって支給する		(a)-(b)
				給 与 (a)	うち時間外手当(b)	
医療関係職種		人	歳	円	円	円
	病 院 長	1	x	x	x	x
	副 院 長	—	—	—	—	—
	医 科 長	4	46.2	1,254,818	248,408	1,006,410
	医 師	11	34.5	1,013,365	235,560	777,805
	歯 科 医 師	2	52.0	843,296	23,146	820,150
	薬 局 長	6	46.6	512,943	44,540	468,403
	薬 剤 師	24	31.7	369,661	25,642	344,019
	診 療 放 射 線 技 師	34	43.2	405,348	29,745	375,603
	臨 床 検 査 技 師	31	41.8	373,784	17,249	356,535
	栄 養 士	21	36.9	343,696	16,600	327,096
	理 学 療 法 士	28	37.3	358,129	32,529	325,600
	作 業 療 法 士	28	36.9	338,738	31,192	307,546
	総 看 護 師 長	3	56.0	534,396	631	533,765
	看 護 師 長	50	44.6	483,734	35,121	448,613
	看 護 師	95	29.8	362,892	27,956	334,936
	准 看 護 師	11	49.2	338,741	5,325	333,416

備	考
部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上	
部下に薬剤師2人以上	
部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	

第16表 賞与の配分状況

(単位:%)

	係 員		課長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
令和5年冬季	62.7	37.3	54.4	45.6

第17表 家族手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無		令和6年	令和5年
家族手当制度がある		75.3	78.8
	配偶者に家族手当を支給する	65.1	71.8
	子に家族手当を支給する	75.3	-
家族手当制度がない		24.7	21.2

(注) 全事業所を100とした割合である。

